

第1期 事業報告書

自 平成13年4月 1日

至 平成18年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

第1期中期目標期間の事業 -----	2
・中期目標期間 -----	2
・業務運営の効率化に関する事項 -----	2
・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 -----	5
A．バイオテクノロジー分野 -----	5
1．生物遺伝資源に係る情報等の提供業務 -----	5
2．生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務 -----	12
3．遺伝子解析ツールの開発業務 -----	15
4．遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する 法律関係業務 -----	15
B．化学物質管理分野 -----	16
1．化学物質総合管理情報の整備提供関係業務 -----	16
2．化学物質審査規制法関係業務 -----	18
3．化学物質排出把握管理促進法関係業務 -----	20
4．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務 -----	21
C．適合性評価分野 -----	22
1．工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務（JNL A） -----	23
2．計量法に基づく校正事業者認定関係業務（JCSS） -----	25
3．ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務 -----	26
4．標準物質関係業務 -----	28
5．製品安全4法で規定された国内（国外）登録検査機関の登録等関係業務 -----	29
6．特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 -----	30
7．工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務 -----	30
8．工業標準化法（7．の登録等関係業務及びJNL Aを除く。）家庭用品 品質表示法及び計量法（JCSSを除く。）に基づく立入検査関係業務 --	31
9．国際提携関係業務 -----	32
D．人間生活福祉分野 -----	33
1．人間特性計測関係業務 -----	33
2．福祉用具評価関係業務 -----	33
3．製品安全関係業務 -----	34
4．鉱山保安法に基づく検定関係業務 -----	38
5．講習関係業務 -----	38
E．その他の業務 -----	39
1．標準化関係業務 -----	39
2．情報技術（IT）セキュリティ関係業務 -----	40
3．依頼試験評価業務 -----	41
・財務内容の改善に関する事項 -----	43
・その他業務運営に関する重要事項 -----	47

第 1 期中期目標期間の事業

[中期目標]

独立行政法人製品評価技術基盤機構は、工業製品等に関する技術的な評価、分析及び調査研究等を行い、経済産業行政に必要な技術上の知見、ノウハウなどのうち、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野及び人間生活・福祉分野に係るものについて体系的に収集、評価、整理及び提供等を行う。また、その技術的能力を活用し、内外における取引の適正化・円滑化を図るため、経済産業省に係る法令注に基づく認定・審査業務等を国際ルールに基づいて実施する主体的な役割を果たすこととする。

注：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制等に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、工業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に係る法律、鉱山保安法、家庭用品品質表示法 **(16FY より下線部追加)**

[中期計画]

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画は、以下のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、全国組織を活用しつつ、関係機関と密接な連携を図り、効率的、かつ効果的な運営に努めることとする。

・ 中期目標期間

平成 13 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日（5 年間）

・ 業務運営の効率化に関する事項

[中期目標]

1. 期初において実施している業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1 % の業務経費の効率化を行う。
2. 一方、期中に新たに発生又は業務量の増加が見込まれる生物遺伝資源に係る業務、化学物質管理促進法関連業務化学物質排出把握管理促進法関連業務、認定関係業務及び標準物質関係業務については、1 . の業務の効率化による資金を充当するとともに、外部機関との協力・連携等による業務の効率的運用により運営費交付金の増大の抑制に努める。

(15FY より下線部に変更)

[中期計画]

・ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

以下のような措置を講ずることにより、期初において実施している業務について業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1 % の業務経費の効率化を行うとともに

に、期中に新たに発生又は増加が見込まれる業務による運営費交付金の増大の抑制を図る。

1．共同研究等外部機関との協力・連携の推進

独立行政法人産業技術総合研究所等の公的試験研究機関、大学及び民間企業との間で適切な役割分担の下に共同研究その他の協力・連携、共同研究施設の活用などを進め、業務の促進と効率化を図る。

[中期実績]

(期初業務に係る業務経費の削減状況について、総論的に記述)

共同研究等外部機関との協力・連携の推進

- ・ バイオテクノロジー分野におけるゲノム解析について、機構単独で実施するのではなく、機能解析部分を主に外部との共同研究方式により実施し、機構単独で実施の場合に比較して効率的に実施し、生物資源に係る高付加価値化を加速して実施した。また、NITEで必要とする微生物関連技術の開発を共同で効率的に進めるとともに、MOUに基づく海外機関との共同研究を実施し、協力関係の構築を推進した。
- ・ 化学物質管理分野においては、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発に当たり、独立行政法人産業技術総合研究所、財団法人化学物質評価研究機構との連携のもと、初期リスク評価及び詳細リスク評価を実施し、業務の促進を効率化を図った。また、既存化学物質瑛点検事業の加速化業務において、国立大学法人山口大学工学部と共同研究を行い、業務の促進と効率化を図った。
- ・ 認定関係業務における外部審査員等の活用として、多数の外部機関等の専門家について、審査員、技術アドバイザーとして登録し、JNLA、JCSS、MLAP及びASNITEに外部審査員等を活用し、効率的な審査等の実施に努めた。
外部審査員の非常勤職員化に向けた準備として、増加する審査・検査業務を適切かつ効率的に実施するため、平成18年度からの外部審査員等の非常勤職員化に向けた関連機関との調整、技術アドバイザーを対象とした審査員養成研修の実施、内部規程類の準備を行った。
- ・ 人間生活福祉分野の製品安全関係業務において、消費生活センター等外部機関との協力・連携を深めることにより、迅速かつ効率的な事故情報の収集を図ると共に、製品事故原因究明技術の開発について、群馬大学との共同研究を実施し、経費の抑制を図った。
- ・ 標準化関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結し同研究所内の「くらしとJISセンター」を活用した共同研究の他、大学との協力・連携を進め、業務の効率的な促進を図った。

[中期計画]

2．情報化の推進

財務会計システム、文書管理システム等の構築・運用による間接事務負担の軽減のほか、試験データ等の電子化とLANシステムの導入を推進する。

[中期実績]

人事・給与・財務会計システム

級号俸等の人事データと扶養家族構成情報等の給与データ連携システム、財務会計シ

システムと人事・給与システムとの連携する機能、時間外勤務の集計システム、給与改定一括発令機能、調整手当の異動補償改定に伴う機能等について追加を行い、間接事務の効率化を図った。

文書システム

独立行政法人等情報公開法への対応、一覧表示及び権限変更並びに入力作業を簡略化する機能等、処理手続の簡素化、迅速化に係る機能の改良を行った。

LANシステム

専用回線の整備・増強等システムの改善を行う一方、回線の見直しによる経費の節減を行った。また、システムエンジニアの常駐によるトラブル対応の体制も整備した。さらに、LAN回線を活用したTV会議システムを導入し、定例会議等に積極的に活用し、大幅な経費の削減効果が得られた。

[中期計画]

3．自動化設備等の導入

効率化、省力化を図るため、高速化、自動化設備の導入・活用等を推進する。

[中期実績]

微生物のゲノム解析について、サンプル自動供給システムによる大量処理のための実証試験を既存サンプルを用いて試験し、1シーケンスで読みとれる塩基数、人的作業量と効率化の相関関係について結論づけた。

事故情報関係データを整理している光ファイリングシステムについて、セキュリティを確保できるよう最適な接続状態を検討した。また、サーバー及びソフトウェアを更新し、新システムを導入しNITE-LANへの接続を完了した。

[中期計画]

4．意思決定手続きの簡素化

各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による迅速な処理体制を確立する。

[中期実績]

各業務部門の長への権限の委譲を進めるとともに、会計処理に関する決済処理を見直すなど、意思決定手続きの簡素化を図るとともにフォローアップを行った。また、第二期中期目標期間の効率化対応を図りつつ機構業務の拡大に対応するため、意思決定プロセスの改革及び各業務部門の権限委譲の拡大を検討し、一部は第二期開始当初から機能するよう措置した。

[中期計画]

5．機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、随時、業務量の変動に応じた人員配置を図る。

[中期実績]

本部の充実と支所の方向付け（特化業務の明確化、スペースの縮小整理）を実施し、

選択と集中を促進した。

中期目標に基づく新規業務及び既存業務のうち業務量の増加しているものに対しては、中期計画に基づき、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の活用を積極的に図ることにより対応した。

新たな追加業務への対応及び独立行政法人を取り巻く情勢の変化に対応するため、業務内容の選択と集中を図り、これら業務の実施効率の向上をふまえた組織体制の構築、人員配置を実施するよう平成13年度に「業務展開の基本方向」の策定するとともに、平成15年度にを抜本的に見直し、職員に徹底させた。これを踏まえ、各支所の技術ポテンシャルを生かした特化業務の設定、支所スペースの効率化、第一期中に発生若しくは拡大した業務に対する資金及び人的資源の投入、スクラップアンドビルドによる拡大業務の態勢強化、近畿支所の廃止・本部化（本部業務の増大への対応）、法務知財対応の強化、情報公開・個人情報保護対応等を実施した。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

A. バイオテクノロジー分野

[中期目標]

バイオテクノロジー及びその産業化のための技術基盤となる生物遺伝資源とその情報を整備し、産官学の研究者に幅広く提供するため、技術の進展や諸外国の動向等に適切に対処するとともに、微生物を中心とした我が国の中核的な機関としての活動体制を整備し、独自性が高くかつ魅力ある生物遺伝資源に係る情報等を整備する。

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 我が国における微生物を中心とした中核的な生物資源機関として欧米並みの体制（10万の生物遺伝資源）を整備することを目指し、平成17年度までに生物遺伝資源の探索、収集、分離、同定等により約5万の生物遺伝資源（微生物、DNAクローン、培養ブロス等）を保存する。
- (2) これらの生物遺伝資源に関する情報（微生物等の分類に関する情報、培養に関する情報、生産物に関する情報、塩基配列に関する情報、遺伝子に関する情報、遺伝子がもつ機能に関する情報、等）を収集・整理し、生物遺伝資源と併せて順次提供する。

[中期計画]

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 産業上有用又は分類学上有用な微生物等の探索・分離・同定・保存、DNAクローン、培養ブロス等の遺伝資源の作成、並びに微生物等の遺伝資源の寄託を受けること等により収集し、約5万の生物遺伝資源を保存する。

[中期実績]

中期期間を通じて、目標数を上回る約7.9万（うち微生物約3.6万株）の生物遺伝資源を収集・保存した。

なお、収集した株には、極限環境から種々の分離法を用いて、これまで約 5,000 株を分離し、系統解析を実施した結果、未知微生物とされたもの 2,674 株を含んでいる。

生物遺伝資源の収集実績

	微生物	微生物 DNA クローン	合 計	累 計
13 年度 (当初計画)	2,199 (約 960)	0	2,199 (約 960)	2,199
14 年度 (当初計画)	16,002 (約 15,000)	1,0174 (約 10,000)	26,176 (約 25,000)	28,375
15 年度 (当初計画)	5,810 (約 1,500)	5,574 (約 5,600)	11,384 (約 7,100)	39,759
16 年度 (当初計画)	4,040 (約 3,500)	12,326 (約 7,500)	16,366 (約 11,000)	56,125
17 年度 (当初計画)	7,699 (約 4,500)	14,752 (約 13,000)	22,451 (約 17,500)	78,576

【特許微生物の寄託等事業の実施】

微生物に関する中核的な B R C として日本における特許行政の一翼を担い、かつ、ユーザーの利便性向上を図るため、平成 16 年度から特許法令に基づき特許庁長官の指定する寄託機関及び国際寄託当局としての事業開始を目指し、体制の整備等を進めた結果、平成 16 年 3 月 3 日付けで特許庁より寄託機関として指定を受けた。

なお、平成 16 年度に受託した特許微生物 92 件のバックアップを平成 17 年 5 月から東北支所で開始した（平成 16 年度に受領した 96 件のうち、生存試験の結果受託拒否した 3 件及び 5 月時点で未受託の 1 件を除く）。

受領件数

	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期	合 計
16 年度	4(0)	20(1)	35(3)	37(5)	96(9)
17 年度	17(8)	37(2)	21(3)	70(16)	145(29)

注 1：() 内の数字は国際寄託件数で受領件数の内数

注 2：17 年度の国際寄託件数には国内寄託からの移管 9 件を含む

注 3：生存試験の結果受託拒否をしたのは 16 年度 3 件、17 年度 11 件

保管数（平成 18 年 3 月末）

国内寄託	国際寄託	合 計
168	37	205

注：16 年度受託したもののうち 3 件取り下げ、17 年度受領のもののうち未受託 19 件

[中期計画]

(2) (1)の生物遺伝資源に関する情報（微生物等の分類、培養、生産物、塩基配列、遺伝子及び遺伝子機能等に関する情報）を収集・整理するとともに、国内外の関係機関との恒常的な関係を構築する等により、生物遺伝資源に関する情報等の収集や交換等を行う。

[中期実績]

【インドネシア共和国との協力体制】

微生物探索

生物多様性条約に基づく、生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する覚書（MOU）をインドネシア共和国の技術評価応用庁（BPPT）との間で平成 14 年 3 月に締結するとともに、平成 15 年 4 月にインドネシア科学研究所（LIPI）と共同研究契約書（PA）を締結し、インドネシアの糸状菌と放線菌の分類と生態に関する共同研究を開始した。

平成 15 年度はジャワ島、平成 16 年度はジャワ島及びスマトラ島、平成 17 年度はウォレス線東側のチモール島及びスラウェシ島で採集を行い、分離した微生物から 2,124 株の微生物をインドネシアから NITE へ移転するとともに、NITE において解析を行い、2,069 株を保存した。

ワークショップ

インドネシア側の能力構築の一環として、平成 15 年度の「菌類の採集と分離」「菌類の同定法」、平成 16 年度の「放線菌の分離法と同定法」「放線菌による抗菌スクリーニング」に引き続き、平成 17 年度は 10 月に「微生物の保存法」のワークショップをインドネシアで開催した。大学や各種研究機関から約 50 名が参加し、好評を博した。

研究者の招へい

平成 17 年 6 月から 8 月までにかけて 3 名の研究者をインドネシアから NITE へ招へいし、電子顕微鏡の観察技法、化学分類等の技術を教授するとともに、日本へ移転した微生物の分類学的解析を共同で実施した。また、平成 18 年 1 月から 3 月までにかけて 2 名の研究者を招へいし、平成 17 年度に移転した分離株の分子系統解析を共同で実施した。

成果報告会

平成 17 年 12 月にジャカルタにおいて 17 年度の成果を報告した。会議には、科学技術省の副大臣も出席し、本プロジェクトがインドネシアにおいて高く評価されていることが発言された。

外部への成果発表

平成 17 年 8 月にインドネシア・バリで開催されたインドネシア微生物学会年次大会で本プロジェクトのシンポジウムが企画され、NITE から 2 名が、インドネシア側から 3 名がそれぞれプロジェクトの成果を発表した。また、日本医真菌学会及び日米合同菌学会において本成果の一部を発表。

さらに、インドネシア・チビノンで分離した *Bloximia* の新種記載論文を *Mycoscience* に投稿した。

【ミャンマーとの協力体制について】

微生物探索

平成 16 年 3 月にミャンマー教育省と締結した MOU、及びパーテイン大学と締結した PA に基づき、平成 16 年 4 月から「生物遺伝資源の保全と持続的利用に関する共同研究」を開始しミャンマーにおいてサンプリングした合計 190 試料（分離源：土壌等）を NITE へ移転した。

また、ミャンマーには微生物を分離する設備がないこと、及び NITE が信頼されている等の理由で土壌を日本に移転し分離を行うということとなった。移転した試料についてミャンマーから招へいした研究者と共に分離を実施し、平成 16 年度末で 1,629 株を保存した。

ワークショップ等

平成 16 年 11 月にミャンマー教育省（MOE）、バイオインダストリー協会（JBA）との共催で、日緬ワークショップを開催（ミャンマー・ヤンゴン）し、NITE からミャンマーと進行中の二国間共同事業の成果報告及び NITE の業務説明を行った。約 80 人の参加者からの質疑は NITE の活動に集中し、ミャンマー国内での NITE の活動の注目度は非常に高かった。

また、平成 17 年 3 月に平成 16 年度の成果報告会の開催をミャンマーにおいて実施した。

研究者の招へい

NITE へ計 4 名の研究者を招へいし、移転した試料から微生物を分離及び分類学的解析を共同で実施した。日本及びミャンマーにおいて微生物の分離、保存方法等についての技術移転を実施した。

【ベトナムとの協力体制について】

微生物探索

平成 16 年 3 月にベトナム科学技術省と締結した MOU 及び PA に基づき、平成 16 年度は、ベトナムにおいてサンプリングを実施し、計 636 株を、また、平成 17 年度は、計 800 株を NITE へ移転し、移転した株について招へいしたベトナム研究者と共に NITE において解析を実施、これまでに 695 株を保存した。

また、平成 17 年度は、公募により採択した日本企業 2 社とベトナムへ渡航し、現地で微生物を合同で探索、収集、分離し、それらの産業利用の可能性を探る初めての産官共同事業を開始し、11 月から 12 月にかけてベトナム中部のバックマ国立公園で採集し、分離した微生物 1,195 株を日本に移転し保存した。

研究者の招へい

NITE へ 1 名の研究者を招へいし、移転した微生物の分類学的解析を共同で実施した。また、日本及びベトナムにおいて微生物の分離、保存方法等についての技術移転を実施した。

ワークショップ

平成 17 年 11 月に「Japan-Vietnam Joint Workshop on Bioindustry Development」と題したワークショップを NITE と財団法人バイオインダストリー協会（JBA）との共催で実施し、微生物及び薬用植物資源の利用の視点からバイオ産業で日本とベトナムはいかに協力するかをテーマに、日本におけるベトナム由来の生物遺伝資源の活用を促進するため、ベトナム

ム政府と産業界・学会との交流の場を設けた。

また、平成 18 年 3 月に平成 17 年度の成果報告会及び放線菌の HPLC による化学分類解析技術に関するワークショップをベトナムにおいて開催した。

外部への成果発表

平成 17 年 3 月に平成 16 年度の成果報告会をベトナムにおいて開催した。

また、日本微生物資源学会年会（平成 17 年 6 月）、放線菌学会（平成 17 年 9 月）においてこれまでの成果について発表を行った。

【タイとの協力体制について】

微生物探索

タイ BIOTEC (National Center for Genetic Engineering and Biotechnology) と MOU、PA の内容について協議を行い、バンコクにて平成 17 年 2 月に MOU 及び PA-1 を締結した。

平成 17 年 10 月には、BIOTEC と NITE とが保有する未同定株の共同解析を目的とした新たな PA-2 を締結した。

BIOTEC と NITE がコレクションに登録している株を交換する PA-1 に基づいて、現在、産業有用性の高い昆虫寄生菌等をタイから移転するため、植物防疫所に審査を申請し、これまでに許可が得られた 111 株を NITE へ移転した。これらの菌株は性状確認を行った後分譲株として登録し、一般に広く分譲される予定である。これによりユーザーがタイ産の生物遺伝資源を容易に利用できるようになる。

また、PA-2 に基づいて BIOTEC が保有する未同定株（カビ、酵母及びバクテリア）の解析を双方で進めている。その中で、新種と推定される菌株を選別し、それらにターゲットを絞ってさらに解析を進めている。

研究者の招へい

NITE へ 1 名の研究者を招へいし、酵母に関する共同研究を実施した。

【中国との協力体制の構築について】

平成 17 年 6 月に中国科学院微生物研究所との間で、MOU を締結した。その後、共同での微生物の収集・解析、2 国間ネットワークの形成、双方の微生物の交換を実施するための協力体制について、双方の保有する資源、実績などをベースにテーマの選定のための協議を続け、PA の締結を目指している。

【フィリピンとの協力体制の構築について】

フィリピンでは大統領令によって外国機関による生物遺伝資源へのアクセスが厳しく制限されているが、NITE のアジアにおける活動について評価が高く、フィリピンからの招待で、昨年度に引き続き環境天然資源省及びフィリピン大学との相互協力の可能性について意見交換を実施した。フィリピン国内においても大統領令によって生物遺伝資源へのアクセスが阻害されている点を解消しようという動きもあり、今後も定期的に情報交換を行っていく必要がある。

また、2 名の研究者を招へいし、微生物の保存、同定に関して技術移転を実施した。

【アジア・コンソーシアムの開催について】

平成 15 年度に開催したアジア専門家会議において、アジア地域内の協力を進めることを目的として結成することが同意されたアジア・コンソーシアムについて、平成 16 年 10 月にアジア地域の微生物資源や生物多様性条約に関する専門家を招き、政府レベルの多国間協力の枠組みとしては世界初となる第 1 回アジア・コンソーシアム会合を開催（NITE 主催、議長及び事務局を NITE が担当）し、「微生物資源の保存と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」を設立した。

第 1 回会合には、アジア 12 ヶ国の政府機関から約 30 人が参加し、生物遺伝資源の有効利用について意見交換を実施し、アジア BRC ネットワークタスクフォース及び人材育成タスクフォースを設立することを決定した。

第 2 回会合は、タイのバンコクで開催された。会合に先立って第 1 回会合において参加各国の興味が特に強かったアジア BRC ネットワーク及び人材育成に関連したワークショップを Bio Thailand 2005 にて開催し、一般の参加者を含めた議論を行った。

BRC ネットワークに関しては ACM 参加国が共通で利用できるデータベースのプロトタイプを作るための小グループ会合を日、韓、中、タイの 4 ヶ国で組織し、第 3 回 ACM に向けて試作することとなった。

人材育成に関しては具体的なトレーニングコースと実施機関について様々な意見が出され、最終的にはトレーニングコースを提供できる機関は各国に情報提供することとなった。

NITE は、ACM を NITE が進める二国間協力をアジア地域全体で効率的に進め、我が国産業界が海外の生物遺伝資源へアクセスしやすい環境を整える場として捉えている。そのため、モンゴル、フィリピンといった、まだ協力関係を築いていない国々との情報交換等今後の協力関係に向けた下地作りも同時に進めている。

[中期計画]

- (3) 生物遺伝資源及び情報の提供のためのカタログ、データベース等の整備、インターネット等の活用を行う。

[中期実績]

生物遺伝資源の分譲

分譲件数を増やすための取り組みとして、平成 16 年度発行したカタログの活用及び顧客からの質問等に迅速に対応することや各種学会においてポスター発表等を積極的に行うことで事業の周知を行った。

生物遺伝資源の分譲実績

	微生物	微生物 DNA ｸｰﾝ	ヒト cDNA ｸｰﾝ
17 年度実績 件数 / 分譲数	2,199 / 7,213	12 / 22	124 / 173
16 年度実績 件数 / 分譲数	2,136 / 6,144	12 / 22	140 / 240
15 年度実績 件数 / 分譲数	2,225 / 6,538	9 / 14	137 / 666

14年度実績	件数 / 分譲数	1,603 / 5,518	6 / 18	14 / 15
--------	----------	---------------	--------	---------

スクリーニング材料の提供（大量提供）

平成 15 年度より NITE が保有する生物遺伝資源をスクリーニング材料として大量に提供する「NITE 保有生物遺伝資源の産業利用の可能性に関する共同事業」を開始し、平成 16 年度から株の提供を開始した。

国内由来株について 4 社（5 件）を共同事業先として採択し、また、海外株について 2 社（4 件）をそれぞれ共同事業先として採択し、これにより合計で 11,551 株の提供を行った。

大量提供の実績

	菌株名	提供件数	大量提供株数
16 年度	国内由来株	2	2,500
	未知微 PJ 株	2	1,000
	インドネシア	2	1,940
合 計		6	5,440
17 年度	国内由来株	4(うち 2 件更新)	3,166
	未知微 PJ 株	5(うち 2 件更新)	2,814
	インドネシア	3(うち 2 件更新)	2,856
	ベトナム	1	547
	ミャンマー	2	2,167
合 計		新規 9/更新 6	新規 6,111/更新 5,439

「遺伝子組み換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト」(経済産業省委託：平成 14 年度～18 年度)

(財)バイオインダストリー協会(JBA)と共同して、生物遺伝資源の安全性に係る情報の収集・整理を行った。

JBA が主催するリスク管理研究委員会で討論された「遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム」の開発に関する検討結果をもとに、昨年度開発を行った公開用データベースシステムの追加開発を行った。また、JBA で作成されたデータのデータベースへの入力作業を行った。さらに、平成 16 年度に開催された NEDO での当該プロジェクトで、情報の効率的な収集方法の検討を行うよう指摘されたため、そのシステムについての案を作成し、上記リスク管理研究委員会で検討を行った。検討結果を受け、平成 17 年度については、情報収集を行うための機器を導入した。

また、平成 17 年度末にプロジェクト外部の者を対象とした、データベースのユーザビ

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
17.7 Mbp	2.8 Mbp	2.7 Mbp	50.3 Mbp	12.6 Mbp	86.1 Mbp

好酸性好熱菌(2.7Mbp)；黄色ブドウ球菌(N315)(2.8Mbp)；コリネ菌(3.2Mbp)；放線菌(9.0Mbp)；黄色ブドウ球菌(MW2)(2.8Mbp)；ブドウ球菌(2.7Mbp)；プレバチルス属細菌(6.3Mbp)；糸状菌(37.1Mbp)；磁性細菌(6.9Mbp)；シエマティモナス菌(5.3Mbp)；ロドコッカス属細菌(4.6Mbp)；コクリア属細菌(2.7Mbp)

【ヒトゲノム多様性解析プロジェクト】

ヒトゲノム多様性解析プロジェクト(ミレニアム・プロジェクト)の「ヒト完全長 cDNA 構造・機能解析」事業は、計画期間の最終年度(平成11～13年度までの計画事業)までに、NITEが担当した新規 cDNA クローン候補の部分配列決定(5'ワンパスシーケンス)において、目標(90万クローン)を上回る92万クローンを実施し全ての業務を完了した。

また、ヒトゲノム多様性解析プロジェクトの「標準SNPs頻度解析プロジェクト」(事業年度：平成11～13年度であったが事業を3ヶ月間延長)は、平成13年度末までに8万SNPのタイピングを終了し、平成14年度に2万SNPのタイピングを実施し事業開始以来合計10万SNPのタイピングを完了させた。この結果はミレニアム・プロジェクトの成果として東京大学医科学研究所及び科学技術振興事業団(JST)の運営する多型情報データベース(JSNPデータベース = http://snp.ims.u-tokyo.ac.jp/index_ja.html)から公開されている。

【発現タンパク質の網羅的な解析】

平成14年度において、NITEがゲノム解析を実施した産業有用微生物のタンパク質を網羅的に解析(プロテオーム解析)するため、その準備として発現タンパク質が最も研究されている大腸菌(*Escherichia coli* K-12 W3110)をプロテオーム解析のモデル微生物として実施し、ペプチドマスフィンガープリント法、多次元クロマトグラフシーケンスタグ法及びショットガンプロテオーム法の3方法を実施し、現在までのデータの解析の結果、約350種のタンパク質を検出し、45種類のタンパク質を確定した。

また、NITEで整備したゲノム解析情報にタンパク質の発現頻度情報等の産業化に必要な情報を付加するための研究施設を、千葉県木更津市の生物遺伝資源センター(NBRC)に隣接して建設し、平成14年度末に国から追加出資を受けた。

平成15年度には、NITEがゲノム解析を実施した産業有用微生物の中から、好気性超好熱古細菌(*Aeropyrum pernix* K1)を選定しプロテオーム解析を実施し、発現タンパク質の解析により474種類のタンパク質を同定した。

平成16年度には、NITEがゲノム解析を実施したプレバチルス属細菌(*Brevibacillus brevis* 47)のプロテオーム解析を終了し、2,095種類の発現タンパク質を同定した。この結果、コンピュータで自動予測された遺伝子領域を検証し、約40%が予測と異なることが判明した。

また、平成15年度に解析した *Aeropyrum pernix* K1 については、平成16年度も引き続

き追加のプロテオーム解析を実施したが、総合結果としてゲノム上の遺伝子の開始点がこれまでの情報と異なっているものを多数発見する成果を得た。

続いて、麹菌 (*Aspergillus oryzae*) のプロテオーム解析に着手し、標準的な液体培養により発現したタンパク質のプロテオーム解析により、年度末実績として 1,564 個のタンパク質を同定した。特に、アノテーションでは推定できなかった複数のタンパク質を実際に検出した。

なお、*Aeropyrum pernix* K1 については、米国質量分析学会で発表を行ったほか、論文を執筆し、米国の著名なプロテオーム専門科学雑誌 *ASBMB Molecular & Cellular Proteomics* (Impact Factor : 9.6) に投稿し、平成 18 年 2 月電子版を公開、平成 18 年 5 月に紙面に掲載された。

[中期計画]

(2) ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用や雑誌、学会等への発表などにより情報を提供する。

[中期実績]

【学会等における外部発表（論文発表、学会発表）】

NITE が保有する生物遺伝資源に関する情報の提供を目的として、保存微生物株及び収集微生物株を用いての機能解析、分類学的研究等の成果を中心に、学会や学会誌等において外部発表を行った。

実績の主な内容

論文発表：計 8 件

・ *International Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology* (英国): 3 件掲載、2 件投稿

・ *The Journal of General and Applied Microbiology* (日本): 3 件投稿

その他の紙上発表：計 10 件

・ 自然教育園報告：1 件

・ 日本微生物資源学会誌：5 件

・ 温故知新：1 件

・ バイオサイエンスとインダストリー：2 件

・ 防菌防黴 (日本防菌防黴学会会誌): 1 件 (投稿中)

学会・講演会等での発表：計 40 件

・ 日本菌学会：3 件

・ 日本知財学会年次学術研究発表会：1 件

・ 日本微生物資源学会：6 件

・ 日米菌学会合同大会：8 件

・ 9th National Congress of Indonesian Society for Microbiology and 3rd Asian Conference for Lactic Acid Bacteria：2 件

・ 放線菌学会大会：3 件

・ 真菌若手研究会：1 件

- ・ Australian Society for Microbiology 2005 Annual Conference : 1 件
- ・ International Symposium for KACC 10th Anniversary : 1 件
- ・ Enzyme Engineering : 1 件
- ・ 微生物生態若手研究会 : 1 件
- ・ 日本微生物生態学会 : 2 件
- ・ 21 世紀 COE「実践的ナノ科学」国際シンポジウム : 1 件
- ・ 日本生物工学会 : 4 件
- ・ 日本微生物系統分類研究会 : 2 件
- ・ International Symposium on Extremophiles and Their Applications : 1 件
- ・ NEDO 委託「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築」事業国際ワークショップ : 2 件
- ・ 日本農芸化学会 : 2 件

[中期目標]

3 . 遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易にできるようにするため、機能未知な遺伝子に対する機能推定等のための解析ツールとして情報処理システムを開発する。

[中期計画]

3 . 遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易にできるようにするため、遺伝子情報、ORF 等必要なデータを収集し、これらのデータを解析して、機能未知な遺伝子に対する機能推定等のための解析ツールとして情報処理システムを開発する。

[中期実績]

また、平成 13 年度まで試作を行っていた遺伝子機能解析ツール (Gene Pick) は、今年度計画どおりの機能を有した遺伝子解析システムとして作成した。今後は、ゲノム解析における遺伝子領域の推定等に一部活用するとともに、NITE が作成したオリジナリティの高いフリーウェアソフトとして、研究に携わる研究者を対象に配布し研究成果の普及を図っていく方針。

[中期目標]

4 . 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 32 条第 1 項に基づく立入検査等を的確に実施する。(16FY 新規追加)

[中期計画]

4 . 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業

務

(1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項に基づく立入検査等については、同条第2項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。(16FY 新規追加)

[中期実績]

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の施行に伴い平成16年から立入検査業務を実施することとなり、平成17年11月、経済産業大臣からの指示（法律違反の未然防止を目的とした立入検査等）を受け立入検査等（1件）を実施し立入検査等の結果は、報告書に取りまとめ、速やかに経済産業大臣あてに提出した。

[中期計画]

(2) 上記の立入検査等業務を的確に実施するため、必要に応じて法施行に係る調査を行う。(16FY 新規追加)

[中期実績]

収去した遺伝子組換え生物等の検査（宿主・組換えプラスミドの特定）のための基盤的な検出技術の調査を行った。調査は宿主に用いられる生物等が混在したサンプルからの目的の生物等の検出技術の調査及び遺伝子組換えの鉱工業利用が見込まれる既知のプラスミドの調査であり、これら情報を収集整理し、その検出のための検証実験を行い検出技術の有効性を確認し、技術調査の結果は報告書にとりまとめ、経済産業大臣あてに報告した。

B．化学物質管理分野

[中期目標]

国際的に調和のとれた総合的な化学物質のリスク管理に資するため、化学物質の安全性に係る内外の情報を収集、評価、整理及び提供するとともに、化学物質の審査、規制、管理に係る法施行業務の支援を行う。

[中期目標]

1．化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

関係機関の協力を得て、平成17年度までに国内で年間100t以上の製造・輸入実績がある化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く）及び化学物質管理法令の対象物質並びにその他の優先的に整備すべき物質合計4,000物質程度を中心に、化学物質の総合管理に必要な国内外の法規制の情報や有害性等の情報を収集し、ハザードデータベースの体系的な整備を図るとともに順次公開しその維持・更新を行う。

(15FY から下線部に変更)

[中期計画]

(1) 関係機関の協力を得て、国内で年間100t以上の製造・輸入実績がある化学物質（高分子等の低懸念物質を除く）及び化学物質管理法令の対象物質並びにその他優先的に整

備すべき物質合計4000物質程度を中心に、国内法規制情報、海外での規制等の情報、物理化学的性状情報、有害性情報、暴露情報、リスク評価等の情報について、信頼性や質の高い情報源からデータを収集し、データの有無及びその内容を整備する。

これらにより化学物質の安全性や法規制情報等に関する体系的なハザードデータベースの整備を行い、インターネットの活用等により広く提供するとともにその維持・更新を行う。(15FYから下線部に変更)

[中期実績]

- ・化学物質総合管理情報の整備について、国内法規制、海外法規制、物理化学的性状、有害性、暴露、リスク評価の6つのカテゴリーについて、データの有無を確認し、信頼性のあるデータを収載すること、また、情報の整備と維持向上のために職員の効率的配置・外部専門家の活用、物理化学的性状データ収集手順の標準化や定期的な情報のメンテナンス作業の実施により、平成14年度約230物質から平成17年度累計で約4000物質の整備を達成した。ユーザーニーズに沿った情報の提供、システム機能の強化による使いやすさ向上などにより、アクセス数は平成14年度の約178万件から年々増加し平成17年度には約400万件と大幅に増大しており、化学物質管理の基盤情報提供ツールとして定着している。

[中期計画]

- (2) 化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムを構築する。

[中期実績]

- ・各種評価手法関連情報の統合システムとして、化学物質のリスク評価管理、リスクコミュニケーションを支援する知的基盤としてのシステムを完成させ、一般に公開した。
- ・生分解性予測システム（化学物質評価研究機構の生分解性予測システム、米国・環境保護庁の BIOWIN5、BIOWIN6、ブルガリア・ブルガス大学の CATABOL）及び蓄積性予測システム（化学物質評価研究機構が開発）について、新規化学物質等のデータを活用した検証・比較検討・評価を行うとともに、化学物質評価研究機構が開発したシステムの改良を支援した。さらに、加水分解反応の予測及び分解生成物の予測に必要なデータを収集し、加水分解性予測システムの開発に着手し、プロトタイプを完成した。
- ・リスク評価情報が、国内にはほとんど存在していなかったことから、化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発に取り組んだ。その中で、リスク評価に必要な暴露情報等の収集整理や環境濃度予測などを行って暴露評価、リスク評価を実施し、リスク評価書や評価手法を公表した。また、内分泌かく乱作用が疑われる物質について、リスク評価に基づく管理のあり方を検討するため、リスク評価管理研究会を設置し、産業界や自治体の取組、管理実態等を調査し、国内で初めてリスク評価に基づく管理のあり方を公表し化学物質管理の推進に寄与した。

[中期計画]

- (3) 海外の関係情報の収集及び国内情報の提供、化学物質総合管理情報の整備に係る国際統合性の確保等のため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

[中期実績]

・国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画について、OECD 化学品合同会合に出席するとともに、その傘下のバイオサイド TF、既存化学物質 TF などの活動に参加した。

また、残留性有機汚染物質(POPs)条約第1回締約国会議に出席し、POPs に関する知見が CHRIP において一部入手できることをアピールした。平成15年度にバイオサイド検討委員会を設置して、バイオサイドに関する国内外の情報収集・整理を行い、成果報告書を作成するとともに、その概要を発表した。

[中期計画]

(4) 整備したデータベースの利用を広く促進するためパンフレット等により普及活動を行う。

[中期実績]

・団体の主催する講演会等における講演、各種展示会等におけるパソコンによる実演を実施するとともに、各種展示会、化学物質管理関連セミナー、化学物質管理法令に関する説明会、リスクコミュニケーション調査などの機会を利用してパンフレットを配布するなどによりCHRIPの周知広報に努めた。

[中期目標]

2. 化学物質審査規制法関連業務

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が適正に施行できるよう新規化学物質の審査、優良試験所認定制度(GLP制度)におけるGLP適合試験施設の査察等に係る支援を行う。

(2) 同法第33条第5項に基づく立入検査等を的確に実施する。

(16FY 新規追加)

[中期計画]

(1) 化学物質情報基盤システムの整備等を行い、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査、資料の作成及び確認申請のあったGLP適合試験施設の査察への参加等国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。(16FY から下線部に変更)

[中期実績]

・化学物質情報基盤システムの整備、新規化学物質の審査に必要な各種調査、資料の作成能力が評価された結果、化学物質審査規制法の改正に伴い、届出者との連絡窓口のNITEへの1本化、NITEによる3省合同審議会関連資料の作成や説明の実施、更に厚生労働省、経済産業省、環境省共同の化学物質情報基盤システムの開発・運用をNITEが担うことにより、ワンストップサービスを実現した。

・化学物質審査規制法の改正にあたっては、NITEのホームページから法改正に係る情報提供、NITEが整備している新規化学物質データベースのデータを解析することによる適用試験の範囲の拡大及び判定基準の緩和、法改正に伴う関係省令及び通知の技術的検討や改正案の提案、法運用に関するQ & A案の作成など技術専門家として一層の貢

献をした。

- ・新規化学物質の届出に関する事業者からの事前相談、少量新規化学物質申出内容の確認、法改正による新制度に係る申出（低生産量新規化学物質及び中間物等用途の新規化学物質）の確認等、法改正に伴い業務量が大幅に増加したにも関わらず、限られた人員で的確に対応した。

新規化学物質審査支援における主な実績

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
事前相談	未集計	未集計	241件	614件	913件
審議会資料作成等（注1）	207件	257件	306件	343件	299件
少量新規化学物質（注4）	10,699件	11,763件	14,121件	15,807件	17,048件

- ・G L P 適合試験施設の確認支援による信頼性確保、構造活性相関手法の行政利用のための構造活性相関委員会による検討、既存化学物質名簿の国際整合性等の利便性向上のためのC A S 番号の付与及びI U P A C 名称の付与、第一種特定化学物質を含有する可能性のある製品（59品目）の試買検査などの規制対象物質の管理業務支援を的確に実施した。
- ・上記の業務を実施したことにより、安全性確保と届出者の負担軽減の実現、化審法の適切な理解の促進、届出者の試験費用負担が軽減に貢献した。

[中期計画]

- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。（16FY 新規追加）

[中期実績]

- ・化学物質審査規制法第3条第1項第4号の確認に係る立入検査の技術的検査項目の検討等を行い、実施体制を整えるとともに、立入検査の本格実施に向けた現地調査、中間物 / 閉鎖系用途の確認に係る事業所への立入検査を実施し経済産業大臣に報告した。

[中期計画]

- (3) 国における化学物質の審査・規制に係る国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。（16FY から下線部に変更）

[中期実績]

- ・OECD 化学品合同会合傘下の新規化学物質タスクフォース、新規化学物質ワーキンググループ、調和テンプレート専門家グループ、テストガイドラインワーキンググループ、G L P ワーキンググループ、H P V グローバルポータル運営グループ、I U C L I D ユーザグループ、(Q) S A R 専門家グループなどの会合、電話会議などに参加し、情報の収集や日本の情報の提供、課題への対応等を行うとともに、国内の関係者と連携し情報の共有化を図った。

[中期目標]

3. 化学物質排出把握管理促進法関連業務 (15FY からタイトル変更)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が適正に施行できるよう化学物質の排出量等の収集及び公表等に関する支援を行う。

[中期計画]

- (1) 届出対象事業者から届出のあった化学物質排出量等の電子計算機への記録、集計、公表及び開示等や、届出対象外事業者を含む事業者全体からの排出量の算出及び公表等、国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。

[中期実績]

- ・平成14年度から始まった届出の事務処理について、予測された届出数の約2倍の届出に対しても、的確に電子化、届出内容の確認、ファイル記録及び集計を行うとともに、公表用資料を作成し、年度内の公表を可能にするなどの確かな法施行支援を行った。これ以降、届出の定型的事務処理についてはマニュアル化を進めることによりデータの質を落とすことなく、アウトソーシングを推進し、届出内容については内容チェックシステムによるスクリーニングの導入による効率化を図るとともに専門的知見を有する職員による確認を行うことによりデータの精度向上を図った。このため、平成16年度には届出完全施行により届出数が20%増加したにもかかわらず職員を増員することなく効率及び精度を確保しつつ処理を完了した。また、電子届出システムを整備・改良し、届出の利便性向上、届出届出時における内容確認機能を付加することによる届出精度の向上を図るとともに、ダイレクトメールによるパンフレットの配布などの普及啓発活動を積極的に実施し、電子届出件数を毎年約3倍の増加を達成することにより事務処理の効率化及びデータの精度向上を実現した。

[中期計画]

- (2) 事業者からの届出等が適切に行われるよう、事業者への情報提供、事業者からの照会に対する対応等、本法に係る普及啓発を行うとともに、事業者が排出量等の算出を容易かつ適切に行うことができるよう、算出支援システムの開発・運用等の業務を行う。

[中期実績]

- ・法律が施行された平成13年には、PRTRサポートセンターを設置し、排出量算出方法など届出に関する技術的問い合わせへの対応、自治体等が開催する説明会への講師派遣、ホームページ等により技術情報を提供し、化管法の普及啓発、届出事業者の排出量等算出精度の向上及び化管法対象物質取扱事業者の自主管理の促進を積極的に支援した。また、PRTRデータを基に、排出量マップ、大気濃度マップの作成公開、初期リスク評価書での利用、届出データの過年度との比較レポートの公表など、PRTRデータの活用のための分かりやすい情報の提供に努め、事業者の化学物質管理の促進及び国民の化学物質管理に対する理解促進に寄与した。

[中期計画]

- (3) 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の

情報の収集、整理等を行うため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

[中期実績]

- ・ OECD の PRTR タスクフォースに参加し、各国の状況について情報を収集するとともに、我が国における PRTR の実施状況を発表した。また、同会合の活動にかかるアンケート調査についても国内の意見調整を行い回答するなど国際整合性の確保に貢献した。
- ・ 化管法対象物質の取扱量の実態調査を実施し、この結果を国が実施する排出量推計の基礎データとして提供し排出量推計値の精度向上に貢献するとともに、MSDS 制度について、普及状況を調査するなど化管法施行に必要な情報の収集及び提供を行った。

[中期目標]

4 . 化学兵器の禁止及び特定化学物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）を的確に実施する。
- (2) 同法第 33 条第 4 項に基づく立入検査等を的確に実施する。

[中期計画]

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第 6 項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施する。

[中期実績]

- ・ 年々増加した全ての国際検査において、経済産業大臣の指示に従って立会い業務的確に実施し、経済産業大臣あて定められた期限内に報告した。
- ・ 平成 13 年の独立行政法人化に伴い、的確に、経済産業大臣からの指示を受け、業務を実施するために「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 30 条第 5 項に基づく検査等立会い業務実施規定」を制定した。
- ・ 平成 14 年度より、立会い団長を担当したことに加え、ほとんどの立会い団の業務を分担し、的確に実施すると共に、その実施について検査団より常に高い評価を受けた。
- ・ 平成 14 年度に「化学兵器禁止条約産業査察受入マニュアル（経済産業省及び NITE 職員用）」を、経済産業省と協力して作成し、国際検査における立会い団側の役割分担を明確にし、立会い業務を効率的・効果的に実施することに資した。
- ・ 平成 16 年度に「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務実施マニュアル、通常業務編、立会い業務編」を制定し、業務を効率的・効果的に実施した。
- ・ 日本の国際検査における初めての検査団の日本の政府機関（NITE）表敬訪問を実現させ、NITE の国際的なアピールに大きく貢献した。

[中期計画]

- (2) 化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査等については、同条第 5 項に基づく

経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[中期実績]

- ・ 経済産業大臣の指示に従って、指示のあった全ての事業者に対して立入検査を的確に実施し、経済産業大臣あて定められた期限内に報告した。
- ・ 平成13年の独法化に伴い、的確に経済産業大臣からの指示を受け、業務を実施するために「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第4項に基づく立入検査実施規定」を制定した。
- ・ 平成16年度に「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務実施マニュアル、通常業務編、立入検査業務編」を制定し、業務を効率的・効果的に実施した。
- ・ 2001年9月の同時多発テロ以降平成16年度まで、全ての立入検査対象事業者（表1 剤製造者・使用者）に対して毎年立入検査を実施し、日本のテロ対策に貢献した。

[中期計画]

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行う。

必要に応じ国際機関による検査等の対象事業所の実態調査を行う。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関（OPCW）の関連会合等に参加する。

[中期実績]

- ・ 検査団がオンサイト分析を実施する場合に対応し対抗分析を実施するため、平成13年度より大阪に分析班を編成し、OPCWの分析のためのSOPを基にしてNITE独自の分析実施マニュアルを作成し、分析実施体制を整えると共に、OPCWの使用するものと同型のGC-MS及びより高性能のGC-MSを用いて化学兵器関連物質の分析訓練を継続し、日本有数の化学兵器関連物質についての経験を持つ第三者機関より、分析能力について高い評価を受けた。
- ・ 経済産業大臣の指示に従ってOPCWの検査対象事業所に実態調査を的確に実施し、経済産業大臣あて定められた期限内に報告し、的確な国際検査受入に資した。
- ・ OPCWの実施する関連会合・訓練に参加する他必要な海外調査を多数実施し、国際検査の実施方法・分析方法の整合性の確保に資した。特に、申し立て検査（チャレンジ検査）訓練には、日本唯一の参加者として経験を積み、日本のチャレンジ検査受け入れ態勢の整備に資した。

C．適合性評価分野

安全の確保や経済取引の適正化・円滑化に資するため、計測結果等の信頼性確保と相互受入れの促進を目指して、試験事業者、校正事業者、分析事業者等の能力の認定を国際規格・指針に基づいて行うとともに、計量標準物質の維持・管理を行う。また、経済産業省

に係る法令等に基づく審査、検査、検定を行う。

[中期目標]

1. 工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務 (J N L A)

(1) 工業標準化法に基づく試験事業者の登録関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。

また、J N L A 制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。(15FY より下線部追加)

(2) 国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、

アジア太平洋試験所認定協力機構 (A P L A C) との相互承認 (M R A) の維持

国際試験所認定協力機構 (I L A C) の M R A の維持

A P L A C 及び I L A C に係る人的貢献

等を行う。

[中期計画]

1. 工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務 (J N L A)

(1) 試験事業者の登録を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の登録申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。

また、登録制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び登録処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

(3) 工業標準化法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、A P L A C (アジア太平洋試験所認定協力機構) 及び I L A C (国際試験所認定協力機構) の相互承認 (M R A) の条件を維持するため、希望する登録試験事業者に対して、最新の認定基準である J I S Q 1 7 0 2 5 を用いて定期的に検査を行う。

また、技能試験を定期的に実施することにより登録試験事業者の試験技術能力を確認する。(16年10月1日より、「改正された」を削除及び下線部に変更)

(4) A P L A C 及び I L A C に係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

(6) J N L A 制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。

(15FY より下線部追加)

[中期実績]

(1) J N L A

・評定委員会を年6回以上延べ32回開催し、迅速かつ効率的な登録業務を実施し、登録試験所数は第1期において65 (平成13年度当初) から107 (平成17年度末) に増加した。

- ・ガイダンス文書として「JNL Aの試験における測定の不確かさの適用に関する方針」ほか、登録を受ける試験方法ごとの測定の不確かさ見積もりの要否についての種類（カテゴリー分類）の事例や、抗菌性試験における不確かさの見積もりのガイド等を作成・公表し、また、認定制度に係る説明会を年1回以上開催し、申請者の利便性を図った。
- ・平成16年度に行われた工業標準化法の改正による新JNL Aへの対応として、13の技術分科会で合計32回の審議を実施、技術アドバイザー研修を5回開催し、登録区分を482に整理するなど、短期間での新JNL Aへの体制整備を図った。また、新JNL Aに係る申請者の利便性向上として、新JNL A制度の手続き等説明会資料の作成、新JNL Aの登録区分に係るJISについて、規格番号及び項目を容易に検索できるCD-ROMの作成・配布、JIS法改正説明会への担当者の派遣等を行った。
- ・普及活動として、広報ツール提供のためリーフレットを3種類作成し、展示会等で配布するとともにホームページで公開した。

(2) JNL A、JCS S及びMLAPの各プログラム共同で審査員の増強を図るために年間2回以上、延べ13回の審査員研修を実施し、新たな審査員を登録した。また審査員連絡会や各種技術研修を行い、審査員・技術アドバイザーへの最新情報の提供及び技術能力の向上を図った。

(3)

- ・JNL A及びJCS Sの法律に基づく立入検査については、事業者の事務所移転や事業承継に伴って適切に実施した。
- ・ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、相互承認を希望する認定事業者に対して定期検査を計画し実施した。また技能試験の定期的な実施や、NITEと認定・登録申請事業者とが1対1で行う測定監査を迅速に実施し、認定事業者等の能力確認を行った。
- ・平成16年度に発刊された認定機関に対する新国際規格（ISO/IEC 17011）への適合のため、迅速にマネジメントシステムの見直しを行い、システム文書の改正、審査員への周知、内部監査、マネジメントレビューを実施した後、平成17年末に完全適合を確認しAPLACに報告した。

(4)

- ・平成13年度にILAC総会を、平成17年にILAC認定委員会、APLAC理事会・MRA評議会等を我が国に招致したことを含め、毎年ILAC総会及びAPLAC総会に参加するとともに、関連委員会へ参加し積極的に提言を行ったことにより多くの意見が反映され、我が国の発言力が向上した。また、APLAC理事、APLAC技術委員会委員長、MRA評議会文書化WG主査、ILAC-MRA経済効果WG主査及びILAC校正等検討WG主査の要職を引き受けるとともにその役割を担い、国際活動に大きく貢献した。
- ・APLAC相互承認評価チームの評価員を延べ16名派遣し、人的貢献を行うとともに、APLACへ技能試験プログラムを4件提供し、MRA評価の信頼性の向上に努めるとともに技術的貢献を行った。

(5)

- ・認定機関連絡会を年3回（平成13年度は2回）開催し、認定制度普及のための広報、

技能試験の相互利用、審査員等への教育訓練の共催、国際貢献の相互支援等について意見交換を行った。また、技術情報セミナーを共催し、認定機関間の情報共有、申請者の利便性向上、審査員等の審査能力（評価技術）の向上を果たした。この他、ISO/IEC 17025 修正規格 JIS 化 WG (JISC) からの要請に基づき、同規格翻訳案文の審議に認定機関連絡会が利害関係団体として参加し、認定機関のコメントをまとめるなど、認定機関連絡会の事務局として意見とりまとめの中心的役割を担った。

(6)

- ・ JNL A 制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るため、電気製品分野、建築材料分野、抗菌分野等の技能試験プログラムの開発として均質な技能試験サンプルを開発・評価するための調査研究や不確かさの見積もりに関する調査委託等を行った。
- ・ JNL A 及び JCSS の申請・認定事業者に対して審査・検査の満足度に係るアンケート調査を行い、その結果を審査員連絡会において審査員に周知し、審査レベルの均一化を図った他、JCSS については、計測標準フォーラムにおいて認定センターの制度改善の取り組み事例紹介として講演を行った。
- ・ 特に JCSS については、次回の計量法大改正に向けた検討ワーキンググループに制度運用等の事業者からの要望を積極的に提言している。

[中期目標]

2 . 計量法に基づく校正事業者認定関係業務 (JCSS)^注

- (1) 計量法に基づく校正事業者の認定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。
- (2) 国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、
アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) の相互承認 (MRA) の維持
国際試験所認定協力機構 (ILAC) の MRA の維持
APLAC 及び ILAC に係る人的貢献
等を行う。

注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第76号)附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日に登録制度に移行するため、同日以降上記の当該業務に係る記述中「認定」とあるのは「登録」と読み替えるものとする。

[中期計画]

2 . 計量法に基づく校正事業者認定注関係業務 (JCSS)

- (1) 校正事業者の認定^注を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定^注申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。
また、認定^注制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定^注処理の効率化を図る。
- (2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。
- (3) 計量法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとと

もに、A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を維持するため、希望する認定校正事業者^注に対して、改正された最新の認定基準であるJ I S Q 17025を用いて定期的に検査を行う。

また、技能試験を定期的実施することにより認定校正事業者^注の校正技術能力を確認する。

(4) A P L A C 及び I L A C に係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号）附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日より登録制度に移行するため、同日より表題及び(1)中「認定」とあるのを「登録」と、(3)中「認定事業者」とあるのを「登録事業者」と、「認定校正事業者」とあるのを「登録校正事業者」と読み替えるものとする。

[中期実績]

(1) J C S S

- ・ 評定委員会を年6回以上延べ32回開催し、迅速かつ効率的な登録業務を実施し、登録試験所数は第1期において75（平成13年度当初）から153（平成17年度末）に増加した。
- ・ ガイダンス文書として技術指針文書等を新たな種類の新規立ち上げに伴う制定（79件）や既存文書の改正（277件）を行い、また、認定制度に係る説明会を年1回以上開催し、申請者の利便性を図った。
- ・ 第1期中、2回の計量法改正（平成13年及び平成17年）があったが、J C S S 制度の改善・向上のために積極的に提案を行い、改正、施行について支援した。
- ・ 普及活動として展示会への講師派遣、メーカーへの説明の実施、ISO9000等の審査登録機関・審査員研修機関向け説明会の実施、J C S S 校正証明書発行件数データのホームページ上での公開やクリアフォルダの作成等を行った。

(2)～(6) 1. 工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務（J N L A）と共通。

[中期目標]

3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

計量法に基づく特定の物質の計量に係る計量証明事業者の認定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。

(14FYより下線部に変更) (15FYより、「及び遵守内容の調査」を削除)

[中期計画]

3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

(1) 特定計量証明事業を行う者（特定計量証明事業者）の認定は、J N L A 及び J C S S の認定制度運営経験を活用しつつ国際的な認定手法を準用する。

(2) 証明事業者の認定申請を容易にするためにガイダンス文書を作成し、公表する。

また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(3) 品質システムの審査は、JNL A及びJCS Sの審査資格を有する職員を活用する。

(4) 計量法の遵守状況を確認するため経済産業大臣の指示に従って同法に基づく立入検査を的確に実施するとともに、特定計量証明事業者の分析技術を確認するため必要に応じて技能試験を実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。 (14FY 下線部追加)

[中期実績]

(1)

・ 評定委員会を年7回～14回延べ45回開催し、迅速かつ効率的に認定業務を実施し、認定事業者数は第1期においては、業務を開始した平成14年度から116（平成17年度末）に増加した。また平成17年度には更新審査を86件実施した。

(2)

・ 申請者の利便性の図るため、及び情報の周知徹底を行うため、審査基準の運用解釈、認定申請の手引き等の見直し・改正やダイオキシン測定方法に係るJIS規格の改正に係る情報等をホームページに掲載した。また、認定制度に係る説明会、分析展への出展を行い制度の普及・広報活動を行った。

(3)

・ JNL A、JCS Sと共同で審査員の増強を図るため毎年試験所・校正機関認定審査員研修を実施した。また審査員等への最新情報の提供のため審査員連絡会の開催、技術アドバイザー研修・説明会の実施を行った。

(4)

・ 経済産業省から立入検査の指示のあった平成14年度及び平成17年度においては適切に実施した。

・ 認定事業者の正確な計量証明事業の継続的実施の確認及び自己改善を促す一環として、平成16年度に技能試験を実施し、その結果を解析し、結果が不十分であった79事業者からの原因分析、是正措置の報告内容の妥当性について、産総研の協力のもと平成17年度に検証を行った。このうち、是正措置の効果を確認するため6事業者に再測定を指示。この再測定も踏まえ、すべての事業者の是正措置の内容が適切と判断した。これらの是正措置の評価により、認定事業者の技術の維持・改善をバックアップし、MLAP制度全体の信頼性の確保に大きく貢献した。

・ 平成15年度から認定後の事業者が適切に計量管理を行っているかを確認し、その信頼を確保するためにフォローアップ調査を実施した。

・ NITEが認定した特定計量証明事業者の認定技術レベルとNITE以外の指定認定機関が認定した特定計量証明事業者の認定技術レベルに相違が見られてはならないため、経済産業大臣からの指示に基づき、平成15年度にNITE以外の指定認定機関が認定した特定計量証明事業者も含めて技術基準の整合性調査を行った。

[中期目標]

4. 標準物質関係業務

- (1) 平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質(約150種類)について、適切に保管するとともに長期保存安定性を確認して基準物質としての適格性を判断する。また、必要に応じて計量法第135条第1項による標準物質の値付けを行う。
- (2) 標準物質情報の中核機関として、標準物質情報を収集し内外に情報の提供を行う。
- (3) COMARの運営の国内事務局としての役割を果たす。

[中期計画]

- (1) 平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質(約150種類)について、各物質について定めた保管条件で保管し、長期保存安定性確認周期を定め、測定を行う。

[中期実績]

・計量法により供給される標準物質の濃度校正の基準となる高純度有機化学物質及び無機化学物質は、独立行政法人産業技術総合研究所が開発を行い、NITEが維持管理及び長期保存安定性試験を行うことにより、計量標準の信頼性確保を行ってきた。

平成17年度までに告示された標準物質を調製するための基準物質74物質(有機39、無機39)を維持管理し、有機基準物質39物質について年1回の保存安定性試験を行った。(74物質は、各標準物質に対応する基準物質のうち、NITEでの管理が必要な144物質に相当する。)

新規物質の受け入れ時には、測定条件の設定のための検討試験を行ったほか、保存安定性試験の結果が経時変化の疑いありという結果になった場合は再測定を行い、測定上の問題の有無の検討を行った。また、開発者である産業技術総合研究所との打合せを緊密におこないこれらについて検討を行った。産業構造審議会産業技術分科会・日本工業標準調査合同会議 知的基盤整備特別委員会「標準物質の供給体制のあり方に関するワーキンググループ」における検討を受けて、当該業務は第1期末をもって独立行政法人産業技術総合研究所に移管することとなり、平成18年3月末に文書の移管を終了した。

[中期計画]

- (2) 基準物質を消費した場合又は保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合、基準物質を創製し値付けを行う。

[中期実績]

・経時変化により使用不可能となった基準物質が無いため、実績はなかった。

[中期計画]

- (3) 計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質について値付けを行う。

[中期実績]

・機構が校正機関とされた標準物質は無かったため、実績はなかった。

[中期計画]

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。

[中期実績]

・分析機器の高度化、試験所認定制度の広がり、環境、食品及び臨床検査のような分野での要求を受けて標準物質は多様化し、需要も拡大している。N I T E は、国内唯一の標準物質情報発信機関として、平成 1 2 年から標準物質総合情報システム(RMinfo)を運営してきた。この間、ユーザーニーズが高い標準物質を登録するため関係機関に積極的に働きかけた結果、認証標準物質 9 9 3、標準物質 5 6 7 7 の登録数に至り、登録機関数は、2 9 となっている。また、第 1 期中に英語版の作成、ウェブデザインの改良、検索登録システムの改良等の RMinfo の改良を行ったほか、論文投稿、展示会出展等により広報活動を行った。登録更新は、有識者による委員会での審議を経て行っている。

[中期計画]

(5) COMAR の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR 運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

[中期実績]

・国際標準物質データベース (COMAR) の運営は、ドイツの B A M が中央事務局を担当しているが、N I T E はコーディングセンターとして、登録基準に合致した日本の認証標準物質を登録した。また、平成 1 3 年の C O M A R のインターネット化にあたっては、先だって稼働していた RMinfo における知見を提供した。年 1 回開催される運営会議に出席し、運営に係る意見交換を行ってきたが平成 1 7 年には 1 8 のコーディングセンターにより改正メモランダム調印が行われた。

[中期目標]

5 . 製品安全 4 法^注で規定された国内 (外国) 登録検査機関の登録等関係業務

製品安全 4 法に係る国内 (外国) 登録検査機関の登録等のための調査及び国内 (外国) 登録検査機関等に対する立入検査を的確に実施する。(15FY より、下線部に変更)

注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

(以下同じ。)

(16 年 10 月 1 日より、斜字に変更)

[中期計画]

5 . 製品安全 4 法^注で規定された国内 (外国) 登録検査機関の登録等関係業務

(1) 製品安全 4 法等に基づく国内 (外国) 登録検査機関の登録等のための調査は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

(2) 製品安全 4 法等に基づく国内 (外国) 登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

(以下同じ。) (16年10月1日より、斜字に変更)

[中期実績]

- ・経済産業大臣から指示があった年度については製品安全4法等に基づく国内(外国)登録検査機関の登録等のための調査及び/又は製品安全4法等に基づく国内(外国)登録検査機関等に対する立入検査を適切に実施し、その結果を速やかに報告した。
- ・平成14年度は経済産業省から「海外適合性評価機関等実態調査事業」に関する委託業務を受け、タイ及び韓国の適合性評価機関の実態調査及び電気試験に関する技能試験を海外を含む試験所に対し実施し、経済産業省に報告を行った。

[中期目標]

6. **特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務**

特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に係る適合性評価機関認定等のための調査及び認定適合性評価機関等に対する立入検査を的確に実施する。

また、相互承認の実施可能性を検討するために必要な調査を行う。

(15FYより、新規追加)

[中期計画]

6. **特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務**

- (1) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに通知する。
- (2) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 相互承認の実施可能性を検討するために必要な海外の適合性評価制度や適合性評価機関等の能力に係る調査を行う。 (15FYより、新規追加)

[中期実績]

- ・特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく調査は経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。
- ・特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣から指示のあった平成15年度については適切に実施し、その結果を速やかに報告した。
- ・調査業務は、マレーシア、フィリピン及びインドネシア等の適合性評価機関等を調査するとともに、電気試験に関する技能試験を海外を含む試験所に対し実施し、16年度に経済産業省に報告を行った。

[中期目標]

7. **工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務**

工業標準化法に係る認証機関の登録等のための調査及び登録認証機関に対する立入検

査を的確に実施する。(16年10月1日より、新規追加)

[中期計画]

7. 工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務

- (1) 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (2) 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示等に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査及び試買検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。(16年10月1日より、新規追加)

[中期実績]

- ・工業標準化法(JNLAを除く。)に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣からの指示に基づき適切に実施し、その結果を速やかに報告した。
- ・17年度からの登録認証機関の登録に係る調査業務の開始及び立入検査の実施に向け、経済省認証課と連携し制度運営システムの構築、規程類及びチェックリストの整備を行い、登録認証機関の登録のための調査を適切に実施し、その結果を速やかに報告した。また、経済省からの要請に基づき、経済産業省主催のJASC審査員研修にISO/IEC 17025の解説講師として5名(2回)、日本規格協会主催のJIS品質管理責任者セミナーに同じく8名(7回)派遣し、新JIS制度の普及に貢献した。
- ・試買検査について平成17年に試買検査運営委員会等準備を行い試買検査を実施。第2回試買検査運営委員会では試買検査結果について評価を実施し経済産業省に報告した。

[中期目標]

8. 工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務

工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査を的確に実施する。

(15FYより、下線部に変更)(16年10月1日より、8.に変更及び斜字を追加)

[中期計画]

8. 工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務

- (1) 工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正前の工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。(16年10月1日より、8.に変更及び斜字を追加)

- (2) 工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (4) 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[中期実績]

- ・工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示に基づき適切に実施し、その結果を速やかに報告した。
- ・工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。
- ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示がなかったため、実施していない。
- ・計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に基づき適切に実施し、その結果を速やかに報告した。

[中期目標]

9．国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に従った同国向け自動車及びその部品製造事業者の生産適合検査及びその試験施設検査を的確に実施する。 （15FYより、下線部に変更）

[中期計画]

9．国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

[中期実績]

- ・オーストラリア当局から検査依頼のあった、生産適合監査（COP）及び試験施設検査（TFI）については全て適切に実施し、その結果をオーストラリア当局から指示されている6週間以内に報告した。

D．人間生活福祉分野

[中期目標]

1．人間特性計測関係業務

- (1) 上肢、下肢に関わる動作等の人間基本動態特性データの収集に必要な計測手法を5種類確立する。
- (2) 高齢者等の基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。

[中期計画]

1．人間特性計測関係業務

- (1) 基本動態計測手法の開発にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性を順次5種類選定し、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法を確立する。また、確立した計測手法は対応する検証データとともにインターネット等により広く公開する。
- (2) 高齢者等の基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目についてデータを収集する。データの収集に際しては、全国6カ所の都市で各世代の生活者を対象とするなど、年齢と地域性を考慮する。また、高齢者に配慮すべき特性情報をインターネット等により広く公開する。

[中期実績]

- (1) 人間特性計測検討委員会を全10回開催して、ニーズ把握等の検討を行った。この結果を踏まえ、上肢、下肢に関わる動作等以下の5種類の特性を選定し、安全で被験者に負担の少ない計測手法を開発した。関連データとともにホームページに掲載した。

三次元動作空間における手の操作力

前腕の回旋運動に係る関節可動域及び硬さ特性

上肢到達域特性

肩関節の前額面運動に係る関節可動域及び硬さ特性

頸部・体幹の硬さ特性

- (2) 基本動態特性18項目及び基本身体寸法14項目について、全国6か所で20代の青年から80代の高齢者まで約1,000名のデータを収集し、加齢変化がつかみやすい形でデータを取りまとめ、ホームページに掲載した。

これらのデータは、三次元動作として必要とされる手の操作力等を示すものとして、消火器の操作レバー・工具・自動販売機の設計等々に活用されている。また、ISO/TC159（人間工学）/WG2（特別な配慮を必要とする人々のための人間工学）で策定中のISO/IECガイド71（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成指針）に基づくテクニカルガイドライン案（ISO/TR22411）に盛り込まれるべく働きかけを行っている。

[中期目標]

2．福祉用具評価関係業務

社会ニーズの高い福祉用具、高齢者・障害者配慮製品等の工学的評価（強度、耐久性等）及び効用評価（使い勝手、人間適合性等）について、平成17年度までに

15テーマ（例えば床ずれ防止用品の体圧分散性能等）の評価手法の開発を行う。

[中期計画]

使用者や介助者の安全性を確保するために必要な、強度、耐久性、構造、形状等の評価（工学的評価）及び使用者や介助者の利便性を確保するために必要な、使用実態等の調査に基づく使い勝手や人間適合性等の評価（効用評価）手法について社会ニーズの高いものを外部有識者の意見を踏まえ計画的に選定し、平成17年度までに15テーマ開発する。

[中期実績]

- ・福祉用具共用品評価検討委員会を合計10回開催して、公的給付制度対象製品など社会的ニーズが高い福祉用具、高齢者・障害者配慮製品等の中から、褥そう予防マットレス等を選定し、その体圧分散性能評価方法など18の評価手法を、機械、動作解析、視覚測定等の技術をもとに開発した（中期目標を大幅達成）。また、ホームページで公開するとともに、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）等の福祉用具業界に提供した。提供した評価手法は、福祉用具業界等によって、製品のJIS化等に活用されている。
- ・18テーマのうち、エルボクラッチの評価方法及びつえ先ゴム摩擦抵抗試験方法の2テーマの成果を、ISO/TC173（障害のある人々のための支援製品）/WG1（歩行補助具）に、国際規格案として提案し、現在、国際規格制定に向け審議中である。
- ・福祉用具業界のJIS原案作成能力向上支援のため、経済産業省に働きかけてJASPAの体制充実に貢献したほか、「福祉用具のJIS作成人材育成事業」（経済産業省予算）の一環として、JASPA及び国際医療福祉大学と連携して、業界を対象として機構職員が講義を行う等、民間の人材育成にも貢献した。

[中期目標]

3．製品安全関係業務

- (1) 主として、一般消費者の生活の用に供される製品の欠陥やこれにより生じた可能性のある事故について、毎年約1,000件の情報を収集・評価・整理・提供を行うとともに製品の安全性及び品質の把握のために必要な市場モニタリングテストを実施する。
- (2) 製品安全4法に基づく製造事業者等（検査機関を除く。）への立入検査を的確に実施する。
- (3) 製品安全4法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、各法令に基づいて的確に実施する。（15FYより、下線部に変更）

[中期計画]

3．製品安全関係業務

- (1) 関係機関との協力・連携により、毎年約1,000件の事故情報を迅速かつ積極的に収集する。
- (2) 収集した製品事故情報のうち事故の再発・未然防止のため必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。

また、事故原因究明手法の開発等により原因究明の精度向上を図る。

- (3) 製品の高度化に対応するため、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を行う。
- (4) 評価及び整理を行った情報については、印刷物及びインターネット等を通じて広く提供する。
- (5) 市場モニタリングテスト業務について、消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、適切かつ迅速に処理を行い、原則公開する。
- (6) 製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査については、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (7) 天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。 （16FYより、下線部に変更）

[中期実績]

消費者が利用する消費生活用製品を対象に、製造・輸入事業者、販売事業者、一般消費者、消費者団体、地方自治体、消費生活センター、消防等の協力を得つつ消費者の生命又は身体に影響を及ぼす可能性のある製品に適切な対応（事故の再発・未然防止）を図るため、膨大な数の製品事故に関する情報収集・調査・分析・公表を行った。

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査

企業の安全問題に対する意識の高まりを背景として、また、NITE自ら（財）製品安全協会、消費生活センター、消防機関との連携を密にし事故情報収集体制を強化した結果、事故情報収集件数は年々拡大した（計11,781件）。一期期間中の事故情報収集状況は次のとおりとなった。

表．事故情報収集件数及び再発防止措置件数

	総受付件数 (注1)	情報源内訳					再発防止措置件数 (注5)
		新聞情報等	製造事業者等 (注2)	消費生活センター、消防等 (注3)	N I T E 直接受付 件数	その他 (注4)	
13年度	1,852	980	479	268	93	32	631
14年度	2,132	1,094	626	273	113	26	370
15年度	2,124	991	573	357	162	41	533
16年度	2,721	1,082	1,084	298	205	52	824
17年度	2,952	1,735	575	375	211	56	360
計	11,781	5,882	3,337	1,571	784	207	2,718

注1：総受付件数には、調査の結果、のちに放火、失火が原因であることが判明した件数をも含む。

注2：輸入事業者を含む。

注3：地方自治体、経済産業省消費者相談室を含む。

注4：消費者、医療機関を含む。

注5：事業者が自主的に改善した件数

また、消防等との連携の強化の結果、合同で事故現場調査、事故品確認を積極的に行ったことにより、より高精度な調査が可能となった。

さらに、海外の機関（米国のCPSC（消費者製品安全委員会）、UL（アンダー・ライターズ・ラボラトリー）、EU（欧州委員会）、DTI（英国貿易産業省）等）との連携も実現すべく、技術解析結果等について情報交換等を実施し、今後の関係強化の礎を築いた。

(2) 事故原因究明テスト等の実施

収集した事故情報のうち、事故の未然・再発防止の観点から原因究明が必要とされる26品目について事故原因究明テスト等を実施した（特に、石油温風暖房機の一酸化炭素中毒事故に係る事故原因究明では、事故の重大さから、緊急に事故原因検討小委員会等を立ち上げ、関係機関との連携の基に原因究明体制を構築し、原因究明テストを実施した。）。その結果を経済産業省を通じて事業者及び関係業界等に提供した結果、製品回収や再発防止のための対策等が事業者及び関係業界等で検討・実施され、国民の安全確保に貢献した。

また、製品の高度化に対応するため「発火・燃焼解析技術」、「強度解析技術」、「アレルギー性皮膚炎原因物質解析技術」、「製品誤使用防止のために技術解析」等について手法開発を行い、原因究明の精度向上を図った。

(3) 事故発生原因の技術解析等

収集・調査した事故情報に対して、四半期ごとに外部有識者、専門技術者等で構成する4分野（電気、機械、化学・生体障害及び製品誤使用）の技術解析ワーキンググループで事故原因の技術解析等を行い、その結果を最終的に事故動向等解析専門委員会で検討した。その結果、2,718件について再発防止措置が必要とされ、事業者の自主的な製品改善等に繋がった。

さらに、消費者の製品誤使用事故防止対策のため、事故発生原因等の検討や製造事業者等における誤使用に係る製品事故防止への取り組み等についての実態調査を行い、誤使用事故防止に配慮した製品普及のため、誤使用事故防止ハンドブック作成小委員会を設置し、新たにハンドブックを作成して事業者における誤使用事故防止対策に取り組んだ。

(4) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

事故動向等解析専門委員会等において検討した結果を参考に、技術解析・動向解析結果を四半期報及び年度報告書として取りまとめ、報告書として関係機関に配布するとともに、ホームページで公表を行った。公表した事故情報データベースへのアクセスページ数は、年々着実に増加しており、平成13年度の51万ページ数が、平成17年度末には2.4倍増の122万ページ数に達した。また、緊急を要する案件については、「事故情報特記ニュース」を発行の上、消費生活センター、消費者団体、行政機関、関係団体等へ配布するとともにホームページで公表し、消費者等への注意喚起を行った。

誤使用事故防止を目的とした、事業者向け「誤使用事故防止ハンドブック」及び消費

者向け「誤使用防止ハンドブック」を作成し、積極的に全国67カ所で説明会を開催した結果、参加者計約3,200名を集める大きな反響を得た。

製品安全情報の提供として、収集した事故情報の概要・傾向、過去の事故情報に基づく事故分析、最近の社告情報、緊急注意喚起情報、関係機関の製品安全関連情報等を盛り込んだ、Eメールによる製品安全マガジン（PSマガジン）を平成17年7月に新たに配信を開始した。

全国を6ブロック（北海道・東北、関東、北陸・中部、近畿、中国・四国、九州）に分け、各支所等と各地域の消費生活センター等とのブロック連絡会議を毎年開催し、商品テスト技術情報の提供及び意見交換等を行い、商品テスト及び事故情報の収集・調査における地域での連携の強化を図った。

(5)市場モニタリングテスト業務

事故・苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると思われる製品の確認や、国の消費者保護関連法令遵守状況の把握等のため、97品目を選定しテストを実施し、その結果をもって経済産業省での迅速かつ適切な行政措置に貢献した。経済産業省の行政措置が完了したものについては、テスト結果や関連情報をホームページで公開した。

平成17年度期末に経済産業省から特別緊急依頼のあった、電気用品安全法（PSE）に係る中古品の法令遵守状況の把握のための市場モニタリングテストについては、速やかに絶縁耐圧試験機を無償で貸し出し、試験機を貸し出した当該試験の実施状況等について貸出先事業者の実態を調査した。

(6)製品安全4法に基づく製造事業者等への立入検査

国の製品安全関係法令の厳正な執行のため、経済産業大臣の指示に従い、中立・公正性及び守秘義務に加え、技術的専門性と法規制に係る行政的ノウハウをもって立入検査を的確に実施し、その結果を同大臣あて報告した。

また、立入検査の行政ニーズの大幅な増加にも全国の検査員を機動的に活用する等の効率化を図ることにより的確に対応した。

表．製品安全4法に係る立入検査件数

	消費生活用 製品安全法	液石法（注）	ガス事業法	電気用品 安全法	立入検査 件数合計
13年度	20	19	6	3	48
14年度	43	25	5	39	112
15年度	40	24	6	203	273
16年度	40	25	5	180	250
17年度	40	25	5	230	300
計	183	118	27	655	983

注：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(7)製品安全4法に定める適合性検査の実施

第1期中において、経済産業大臣からの適合性検査の指示はなく、実績はなかった。

なお、経済産業大臣からの指示があった場合には、当該検査を的確かつ速やかに実施できるよう市場モニタリングテストや製品安全4法立入検査等の業務を通じ、既存技術の維持に努めた。

[中期目標]

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山保安法第7条に基づく鉱山坑内用品に係る検定を迅速かつ効率的に実施する。

[中期計画]

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。

[中期実績]

鉱山保安法の改正により、自主保安体制に移行するまで（平成16年6月9日）、迅速かつ効率的に試験を実施した。また、自主保安体制に移行した場合の影響等について実態調査を行った結果、NITEが検定機関として支援しなくとも特に影響が生じないことを確認した。

表．鉱山保安法に基づく検定件数

	検定件数
13年度	937件
14年度	547件
15年度	424件
16年度	501件
17年度	-

[中期目標]

5．講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。

(14FYより、下線部追加) (15FYより、斜字に変更)

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。 (14FYより、下線部追加) (15FYより、斜字に変更)

[中期計画]

5．講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。

(14FYより、下線部追加) (15FYより、斜字に変更)

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。
(14FYより、下線部追加) (15FYより、斜字に変更)

[中期実績]

(1) 電気工事士法

平成13年の電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令の改正(平成14年4月1日施行)に伴い、前指定講習機関から計画的に講習業務を引き継ぎ、的確に実施した。受講者は年度により大幅に増減することから、それに対応するため、積極的に電子処理化を実施して人員の大幅な増加をせずにコストを抑制した。台風及び地震等災害時に電気工事士による被災地復旧支援を優先するため受講日の変更を柔軟化したり、受講者の負担軽減のため、土曜・日曜日に講習を開催するなどして行政サービスを向上させた。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(特監法)

平成13年度の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令の改正(平成14年4月1日施行)に伴い、前指定講習機関から計画的に講習業務を引き継ぎ、的確に実施した。受講者は年度により大幅に増減することから、それに対応するため、積極的に電子処理化を実施して人員の大幅な増加をせずにコストを抑制した。

表. 電気工事士法及び特監法の受講者数

	電気工事士法		特監法	
	回数(回)	受講者数(名)	回数(回)	受講者数(名)
13年度	-	-	-	-
14年度	179	20,137	164	14,826
15年度	970	120,786	143	11,981
16年度	1,359	170,435	150	13,308
17年度	649	85,279	143	12,475

[中期目標]

E. その他業務

1. 標準化関係業務

環境対応、高齢者及び障害者対応等特定の公共目的達成のために、標準化に向けた調査研究を行うとともに、所要の研究開発等を行うことにより10件以上の国家標準(JIS)原案又は標準情報(TR)原案の作成を行う。また、各分野における国際標準化活動に参画する。

[中期計画]

1. 標準化関係業務

- (1) 標準化に向けた調査研究は、原則として筑波技術センターを活用し、独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により行う。
- (2) 調査研究により得られた試験評価方法等の成果から、国家標準(JIS)、標準仕

様書（TS）、標準報告書（TR）、国際標準（IS）の案を20件以上作成し提案する。また、当該案がJIS、TS、TR、ISになった後は、随時内容の見直しを行う。（15FYから、下線部に変更）

(3)各分野の国際標準化活動に参画する。

[中期実績]

(1) 標準化に向けた調査研究を行うにあたって、内容に応じ、独立行政法人産業技術総合研究所、国立大学法人山形大学、国際医療福祉大学等との協力によって実施した。

平成16年4月に、標準化センターを設置し、標準化推進体制の強化を行い、平成17年3月には、NITE標準化戦略を策定し機構における標準化の方向性を明確にした。

(2) 上記(1)を含め、これまで積み上げてきた標準化のための調査研究等の成果が実るとともに、緊急行政ニーズに対応して計画外のJIS作成に協力し、計画を上回る24件の提案を達成した。

制定されたJIS2件が、韓国国家規格に採用されるとともに、日中韓の3か国共同でISO/TC159（人間工学）に、ISとして提案することになった。また、公表したTR1件が、IEC規格として採用された。

調査研究により得られた試験評価方法等の標準化に係る成果は、以下のとおり。

表．標準の提案件数

提案数		提案後の状況
国家標準（JIS）	12件	制定・改正済み11件、審議中1件
標準仕様書（TS）	1件	審議中 1件
標準報告書（TR）	5件	公表済み5件
国際標準（IS）	6件	審議中 6件
計	24件	制定等済み16件、審議中8件

(3) 国際標準化のための人材育成及び調査研究段階からの地道な取り組みを実施。その結果着実に各国の信頼を獲得し、ゼロから出発してISO/IECにおいてエキスパート8名、プロジェクトリーダー2名、コンビーナ1名及び幹事1名を担うことになった。

また、ISOの1国際幹事国事務局及び3国際事務局を引き受けることになった。

これらの活動により、我が国の意見が国際審議に反映され、国際的発言力を確保することに貢献した。

[中期目標]

2．情報技術（IT）セキュリティ関係業務

国からの委託により、IT製品の政府調達に関する評価プログラムを国際的に整合させつつ構築・運営する。

[中期計画]

2．情報技術（IT）セキュリティ関係業務

- (1) JNL A及びJCS Sの運営経験を活用して国際基準・指針に整合したITセキュリティ評価プログラムを構築して、運営する。
- (2) コモンクライテリア承認アレンジメント(C C R A注)に関する国際会議に出席する。

注：コモンクライテリア承認アレンジメント(C C R A)とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、ISO/IEC - 15408(情報セキュリティの評価基準)に基づいて評価されたIT製品のセキュリティ評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。

[中期実績]

- (1)
 - ・IT製品の政府調達に関する評価機関認定プログラムをJNL A及びJCS Sの運営経験を活用してJNL Aと可能な限り共通化した体制で構築し、実施した。また、ITセキュリティ評価・認証プログラムに関しては、セキュリティターゲットの確認及びIT製品認証に必要な品質システムを構築・実施し、またC C R Aへの加盟に伴い全体の整合性を図った状態で平成16年度に独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に業務移管を行った。
- (2)
 - ・C C R A管理委員会、I C C C(国際コモンクライテリア会議)等に出席し、また再三にわたる文書による加盟のためのシャドウテストの早期の実施要請を行い、その結果、15年6月23日から7月4日までの間、C C R Aから派遣された審査員2名(独、加)の審査を受け、その結果がC C R A管理委員会において認められ、経済産業省商務情報政策局長及びN I T E適合性評価センター所長の連名による署名が行われ、15年10月31日付けで正式に加盟が承認された。

[中期目標]

3. 依頼試験評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。

[中期計画]

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。

[中期実績]

(1) 登山用ロープの依頼試験

事業者が消費生活用製品安全法に定められている技術上の基準への適合を確認するため、依頼に基づき、試験を適切に実施した。また、JIS Q 17025への適応性を図り試験の質の向上に努めた。

表. 登山用ロープの依頼検査件数

	依頼検査実施件数
13年度	92件
14年度	49件

15年度	106件
16年度	63件
17年度	74件

(2) 中国向け輸出用化粧品原料等品質証明確認業務

BSEに汚染された成分が含まれるとの懸念から平成14年3月、中国政府が輸出用化粧品原料等の公的証明を義務づけてきたことを受け、日中政府間合意に基づき経済産業省からの緊急要請により平成14年10月、NITE内に「化粧品原料等品質確認業務室」を設置し、的確に業務を実施するとともに、申請状況に応じて充当人員の削減及び経費の節減による実施体制の合理化及び効率化を図り、平成16年度から単年度ベースで黒字を実現させた。

表．中国向け輸出用化粧品原料等品質証明確認業務

	確認書交付(件)	申請原料数	充当人員	収支状況(千円)
13年度	-	-	-	-
14年度	77	258	8.0	-16,108
15年度	217	397	1.6	-542
16年度	140	219	0.7	+3,982
17年度	122	144	0.6	+2,437

(3) 容量分析用標準物質は、JIS、薬局方、肥料分析法等の試験規格ばかりでなく化学分析の広い範囲で用いられる滴定用溶液の調製又はその標定を行うために必要な標準物質である。NITEは、JISK8005容量分析用標準物質に規定する11物質について、事業者からの依頼を受けて純度の測定を行い、合格品には封かんを行い純度票を貼付するとともに、認証書を発行してきた。5年間の実績は、依頼61件、認証書発行45,767枚であり、標準物質としては他に例を見ない需要があった。また、検査の信頼性の確保のために試験に用いる基準物質の開発を行ってきており、SI(国際単位系)にトレーサブルな試験方法である電量滴定法による基準物質の設定、更に電量滴定で設定した基準物質にトレーサブルな方法で別な基準物質を設定した。基準物質の相互比較など検討の余地はあるものの成果は上がっている。

(4) 製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)は、中小企業性が高く政策的取り組みが必要な分野、先端技術分野で民間同士の技術審査が困難な分野等、民間では十分対応できない認定分野を補完する認定制度であり、事業者が希望する認定ニーズに応えるため、JNLA及びJCSSの認定制度運営経験を活用し、国際的な認定手法により次のサブプログラムについて実施した。また認定されたASNITE認定事業者の定期検査についても適切に実施した。

ASNITE試験(JNLA以外の試験事業者の認定)

JNLA制度で対応できないJIS試験方法規格を用いる試験事業者の認定を行っていたが、工業標準化法の改正に伴い平成16年度にJNLA制度に移行した。

ASNITE - NMI (国家計量標準研究所の認定)

産業技術総合研究所NMI J等では、JCSSで供給される計量標準の国際的な信頼性を確保するため、国際度量衡委員会の相互承認協定(CIPM-MRA)への署名を進めており、MRAに署名するためには、国際比較に参加して良好な成績を収めるとともに、国際基準・指針に対応した品質システムを構築し、これらの基準への適合性を証明する必要がある。

NITEは、NMI J等からの認定申請に基づき、外国の技術専門家(ピアレビューアー)と合同で技術審査、英語文書による審査等を実施し、国際基準・指針への適合性を確認し、適切に認定を行った。

ASNITE 校正 (JCSS以外の校正事業者の認定)

JCSS制度で対応できない組立量の認定や、海外事業者の計量器の校正事業者について審査・認定を実施し、事業者ニーズに適切に応えるASNITEの利便性が十分発揮された。

ASNITE 製品 (製品認証機関の認定)

17年度に第一号の認定(ガス器具関係)を行った。

・財務内容の改善に関する事項

[中期目標]

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

また、運営費交付金を充当して行う事業については、「**業務運営の効率化に関する事項**」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。

1. 収入と支出の時間的ズレに起因する場合を除き、借入を行わない。
2. 偶発的原因による場合を除き、平成17年度末において欠損金の繰り越しをしない。
3. 手数料収入、受託収入等自己収入の増大に努める。

[中期計画]

1. 予算(人件費の見積もりを含む。) 《別表1》

[運営費交付金の算定ルール]

$$\text{交付金額 } G_i = (G_{i-1} - \text{ }_{i-1}) \times \text{ }_i \times \text{ }_i \times \text{ }_i + \text{ }_i$$

- ・ G (交付金額): i は年度。G_{i-1} は前年度における運営費交付金額
- ・ **効率化係数**、**消費者物価指数**、**政策係数** については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

(効率化係数): 期初において実施している業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1%程度の業務の効率化を図る。

(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用する。

(政策係数): 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。

- ・ **新規施設**については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大

規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模（法人の毎年度支出予算額の1%相当額以上）のものに限り、必要に応じ計上する。

[中期実績]

《別表1》

[中期計画]

2. 収支計画 《別表2》

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

[中期実績]

《別表2》

[中期計画]

3. 資金計画 《別表3》

[中期実績]

《別表3》

[中期計画]

・短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額：3,200,000,000円

・想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延。
受託業務に係る経費の暫時立替え。等

[中期実績]

なし

[中期計画]

・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

なし。

[中期実績]

なし

[中期計画]

・剰余金の使途

知的基盤機関としてのパフォーマンスの向上のため、

- ・人材育成・能力開発・研修
- ・調査研究（例：ニーズ・シーズ調査等）
- ・学識経験者等の招へい
- ・先行投資（施設・設備等の購入）
- ・任期付職員の新規雇用

・講習関係業務の使途に使用。 (14FY より、下線部を追加)

[中期実績]

平成 17 年度に、人材育成・能力開発・研修のため 128 千円

・その他経済産業省令で定められた記載事項

[中期計画]

1. 施設・設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

施設の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・可変環境テスト室の整備 ・検定用風洞施設の整備 ・化学精密分析室の整備 ・標準ガス供給施設の整備 ・その他工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備 	<p>総額 13 億円</p>	<p>施設整備 費補助金</p>

(注) 上記予定額は、《別表 1》の試算結果を掲げたものである。

なお、以下の建設中の施設については、引き続き国において整備される。

施設の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・生物資源保存供給施設の整備 ・生物遺伝資源解析施設の整備 	<p>総額 77 億円</p>	<p>現物出資</p>

[中期実績]

・中期目標の達成のために必要な施設及び設備を計画どおり整備した。

施設整備費補助金

平成 13 年度	可変環境テスト室、検定用風洞施設（北海道）、試験室（東北）、化学精密分析室（近畿）、空調施設（九州）	136 百万円
平成 14 年度	V O C 関連施設整備（北陸）、排水処理設備（九州）	23 百万円
平成 15 年度	空調施設改修整備（本所）	35 百万円
平成 16 年度	空調施設改修整備（本所）	180 百万円

平成 17 年度	再現性確認施設整備（大阪）	184 百万円
----------	---------------	---------

・国において継続して整備された施設・設備は、計画どおり完成し追加現物出資を受けた。

施設・設備の名称	出資額	出資年月
生物遺伝資源保存施設	5,656 百万円	平成 14 年 3 月
生物遺伝資源開発施設	1,998 百万円	平成 15 年 3 月

[中期計画]

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。

(2) 人員に係る指標

平成 17 年度の総事業費に占める常勤職員の人件費の割合を平成 13 年度以下とするよう常勤職員数を抑制する。

（参考 1）

1) 期初の常勤職員数 415 人

2) 期末の常勤職員数 415 人

・任期付き職員に限り受託業務の規模等に応じた必要最小限の人員の増加が有り得る。

（参考 2）中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 16,620 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[中期実績]

人事に関する計画については、国際基準整合及び行政ニーズ拡大に対する人員増を最小限とするため、支所組織等の機動的な組織改編により、可能な限り配置転換による人員を充てることによって総事業費に対する常勤職員の人件費が占める割合を削減した。

< 総事業費に占める人件費の割合の推移 >

	総事業費	人件費	割合
17 年度	10,314 百万円	3,225 百万円	31%
16 年度	10,839 百万円	3,255 百万円	30%
15 年度	10,386 百万円	3,095 百万円	30%
14 年度	9,940 百万円	3,166 百万円	32%

13年度 8,319百万円 3,187百万円 38%

[中期計画]

(3) 其他人事に関する計画

企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

[中期実績]

経済産業省本省への出向 H13:28名 H14:22名 H15:20名 H16:17名 H17:15名

関係機関（NEDO、産総研）への出向 H13:4名 H14:3名 H15:3名 H16:2名 H17:1名

経済産業省からの受入れ H13:10名 H14:10名 H15:10名 H16:10名 H17:11名

産総研からの受入れ H13:0名 H14:0名 H15:1名 H16:1名 H17:0名

[中期計画]

任期付任用の促進

業務の実施テーマ等に沿った専門的人材等の任期付任用を積極的に行う。

[中期実績]

業務テーマ実施にあたり、より専門的な業務に対応するため、任期付研究員（招へい型、若手型）を任用し、業務実施を進めた。

[中期計画]

業績の評価と反映

評価システムの導入・実施による、職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図る。

[中期実績]

平成14年度より目標管理制度を試行し、平成15年度には全課室に本格導入した。

また、目標管理制度を基礎として職員の業務実績を適正に評価し、職員の業務に対する意欲向上を図るとともに、NITE全体の業務運営の効率化と業務の質の向上を図るため、業績評価を平成15年度より試行を開始し、業務遂行の実態に整合した業務グループ単位の評価を重視した制度への移行など、NITEの特色を踏まえた改善に検討を重ね、平成17年度に全職員に導入した。

さらに、業績の評価を反映するとともに、職員の意欲向上と適材適所の配置を行うため、長期間での人事異動を可能とする長期キャリアパスへの希望聴取を、全職員に対して実施した。

・その他業務運営に関する重要事項

[中期目標]

1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務に関する共同事業等を行う。

2. 試験等の評価結果の信頼性確保

試験等の評価結果の信頼性を確保するため、JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）への適合を推進する。

3. 人材育成の推進

業務内容の高度化及び専門家に対応するため、研修を積極的に行う等により、人材の育成を図る。

[中期計画]

F．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術研究所との共同研究・共同事業等を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

中期目標期間中に人間生活福祉分野について、順次 JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の適合を図る。

3．人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、内部教育訓練を積極的に実施するほか、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等への試験研究機関への職員派遣を行う。

[中期実績]

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

中期目標に従い、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしと JIS センター」において、以下の標準化関係業務に係る調査研究を実施した。

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発(14～18年度)

金属系生体材料の切り欠き感受性評価方法の標準化(16～18年度)

視覚障害者誘導用ブロック等の視認性評価方法の標準化(16～20年度)

高齢者・障害者配慮規格策定のための技術情報の標準化(16～17年度)

有効視野と視認性評価方法の標準化(14～16年度)

金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化(13～15年度)

高周波領域の基準聴覚特性の標準化(13～14年度)

視力と最適文字サイズの評価方法(11～13年度)

温熱感覚変化の計測方法(11～13年度)

骨内埋込金属材料の観察方法に関する標準情報(13年度)

聴覚特性に基づいた音信号の設計基準に関する標準情報(13年度)

2．試験等の評価結果の信頼性確保

・生活・福祉技術センター大阪本部、北関東支所、北陸支所、中部支所及び九州支所の人間生活福祉分野5部署において、「電気用品の技術上の基準を定める省令」に基づく電気関係の温度上昇試験、消費電力試験、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験等、大項目において8項目の試験業務について、JIS Q 17025への適合性を図るよう試験手順書等の品質管理文書の整備及び品質管理体制の整備を行い、試行運用を実施した。

・これらを通じて、JIS Q 17025に適合した品質システムを構築して、平成17年11月15日に自己適合宣言を行い、ホームページ上で宣言書を公開した。

3．人材育成の推進

- ・語学研修、専門研修等の実践的な研修制度を創設するとともに、新規採用研修、管理職研修、中堅職員研修、主任級研修などの階層別研修を順次拡大し実施した。なお、目標管理制度の導入・推進に伴い、管理職のマネジメント能力向上のための研修を実施し、能力向上を図った。
- ・主任級研修の創設に当たっては、習得すべき基本的能力の種類別にコースを設定し数年間で全て受講できるよう、キャリアパスを考慮した長期的な研修プログラムとした。
- ・平成13年度に海外留学制度を創設し、英国クランフィールド大学、米国語学学校等への留学を行うとともに、OECD、NATA及びスイス・プロット（バイオテクノロジー関係機関）への職員派遣を実施した。
- ・職員の専門的技術の向上のため、独立行政法人産業技術総合研究所等の実施する研修に職員を派遣するとともに、業務遂行に資する国内大学院の社会人課程等へ受講できる制度を創設し、職員を派遣した。

[中期実績]

2．試験等の評価結果の信頼性確保

(その他実績)

4．情報セキュリティの確保

- ・インターネットを介した外部からの攻撃に対するネットワークのセキュリティ確保のためにシステムの24時間監視体制を整備・維持するとともに、NITEのシステムのネットワークセキュリティの脆弱性診断の実施、NITE全体の情報セキュリティ向上を図るため総合セキュリティ管理サポート業務契約の締結などを実施した。また、一般職員並びにシステム取扱者を対象とした情報セキュリティ研修を実施した。

5．広報活動

- ・ホームページによる情報提供を積極的に進めると共に、ユーザーの意見を吸い上げてレイアウトの刷新、検索機能強化、キッズページの追加等を行い、コンテンツの充実とともに着実にアクセス数が増加した。これに加え、事故情報関係 e-mail マガジン「PSニュース」や化学物質管理に関する情報配信(CMCレター)を発行するなど、webを活用した情報発信を進めた。
- ・購読者層の違いを意識したプレス資料の作成と経済産業省記者会以外のルートで、一般紙の記者に対するFAX、電話による働きかけ、専門紙、地方紙へのプレスリリース送付等、NITE成果の媒体発信に努めた結果、掲載件数は平成13年度の44件から平成17年度には267件へと大幅に増加した。
- ・発表会、展示会広報活動 各分野とも積極的に成果発表を行うとともに、展示会での広報活動を展開するとともに、バイオテクノロジー本部での国内関係機関約40機関に対して情報交換、説明会等の実施、認定センターでの改正計量法説明会、JCS S説明会の実施、生活・福祉技術センターでの誤使用防止ハンドブックの説明会の実施等、実施業務に関する重点的な広報活動を展開した。
- ・NITEへの来訪者への広報活動の一環として、NITEの業務全体を理解してもら

い、N I T E の支持者・支援者の拡大を図るため、本所一階に広報展示スペースを開設した。

6 . アウトカム

- ・平成15年度からN I T E の業務を対象としてアウトカム評価手法について検討を重ね、「必ずしも経済活動に直接的に働きかけるものではないが、経済活動を支える技術的な基盤を担う」N I T E の業務の成果を適性に評価するための方法について、代表的な業務のかたまりごとの手法のアウトラインを取りまとめた。

7 . 知的財産体制整備

- ・N I T E の業務遂行の過程で算出される知的財産を最大限に有効活用し、産業の発展に寄与するために、知的財産ポリシーを策定するとともに、業務成果物、知的財産の適切な内部管理フロー策定及び体制整備を図った。

《別表1》 予算（中期目標期間）

[単位:百万円]

区 分	計画額	決算額	差 引
収入			
運営費交付金	40,478	38,478	2,000
施設整備費補助金	1,321	556	765
受託収入	4,190	5,057	867
うち国からの受託収入	2,690	2,402	288
うちその他からの受託収入	1,500	2,655	1,155
講習関係収入	5,235	5,170	65
その他収入	78	1,324	1,246
計	51,302	50,584	718
支出			
業務経費	16,907	15,474	1,433
施設整備費	1,321	556	765
受託経費	4,190	5,086	896
講習関係経費	4,838	4,822	16
一般管理費	23,649	23,862	213
計	50,905	49,799	1,106

百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1. 収入

- ・運営費交付金収入については、効率化係数 1%、物価上昇係数±0%、政策係数+1%、特定年度の一時的資金需要2,876百万円と仮定した場合における試算結果であり、決算額は毎年度の決算額の合計額である。
- ・施設整備費補助金については、可変環境テスト室、検定用風洞施設等の施設整備の合計である。
- ・受託収入の増額については、国からの受託収入の減を上回る国以外（特殊法人、民間企業等）からの受託収入の増によるものである。
- ・その他収入の増額については、微生物等の分譲手数料、審査手数料等、自己収入の増加に努めたことによる。

2. 支出

- ・業務経費の減額については、運営費交付金収入の減少による。
- ・受託の収入決算額と支出決算額の差額29百万円は、複数年契約による収入と支出の時間的なずれによるものである。
- ・講習関係の収入決算額と支出決算額の差額348百万円は、当該業務が受講者数の変動があり5年間で収支が見合う設定となっているが、平成14年度から開始したことにより4年間であったために黒字となったものである。

《別表2》 収支計画書（中期目標期間）

[単位:百万円]

区 分	計画額	決算額	差 額
費用の部	51,723	51,567	156
經常経費	51,723	51,231	492
業務経費	12,051	17,887	5,836
受託経費	4,190	3,902	288
講習関係経費	4,838	4,818	20
一般管理費	23,649	19,304	4,345
減価償却費	6,995	5,319	1,676
財務費用	0	139	139
雑損	0	11	11
臨時損失	0	186	186
収益の部	52,120	52,465	345
運営費交付金収益	35,622	34,141	1,481
受託収入	4,190	5,047	857
講習関係収入	5,235	5,038	197
手数料収入	78	716	638
資産見返負債戻入	6,995	5,085	1,910
物品受贈益	0	1,728	1,728
寄付金収益	0	0	0
財務収益	0	1	1
雑益	0	526	526
臨時利益	0	185	185
純利益	397	898	501
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	397	898	501

百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1．費用の部

（1）經常経費

- ・業務経費の増額については、自己収入を財源とした業務の実施による支出額が増加したことによる。
- ・一般管理費の減額については、間接業務の効率化により削減に努めたこと等によるものである。
- ・減価償却費の減額については、施設整備費補助金により取得した資産の有効利用に努めたことによるものである。

（2）財務費用の決算額は、支払利息及び為替差損等の合計額である。

（3）雑損の決算額は、独法移行時に有形固定資産を再評価したことによるものである。

（4）臨時損失の決算額は、固定資産除却損等である。

2．収益の部

- ・運営費交付金収益の減額については、業務の効率化により運営費交付金の額を抑えたことによる。
- ・受託に係る経費決算額と収入決算額の差額については、購入した資産の未償却益によるものである。
- ・講習関係の経費決算額と収入決算額の差額 220 百万円は、当該業務が受講者数の変動

があり5年間で収支が見合う設定となっているが、平成14年度から開始したことにより4年間であったために黒字となったもの。

- ・手数料収入の増額については、微生物等の分譲手数料、審査手数料等、自己収入の増加に努めたことによる。
- ・資産見返負債戻入の決算額は、施設整備費補助金による取得した資産の有効利用に努めたことによるものである。
- ・物品受贈益の決算額は、国等から無償譲与された消耗品費等によるものである。
- ・雑益の決算額は、消費税の還付金によるものである。
- ・臨時利益の決算額は、固定資産除却損等による資産見返運営費交付金戻入等である。

3. 総利益

- ・総利益の決算額は、消費税の還付金、講習事業利益及び受託収入で購入した資産の未償却益等である。

《別表3》 資金計画書（中期目標期間）

[単位:百万円]

区 分	計画額	決算額	差 額
資金支出	51,302	50,180	1,122
業務活動による支出	44,728	41,509	3,219
投資活動による支出	6,177	5,300	877
財務活動による支出	0	1,352	1,352
次期中期目標期間繰越金	397	2,019	1,622
資金収入	51,302	50,180	1,122
業務活動による収入	49,981	49,621	360
運営費交付金による収入	40,478	38,478	2,000
受託収入	4,190	4,662	472
講習関係収入	5,235	5,171	64
その他の収入	78	1,310	1,232
投資活動による収入	1,321	560	761
施設費による収入	1,321	555	766
その他の収入	0	4	4
財務活動による収入	0	0	0
資金にかかる換算差額	0	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0

百万円未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

（決算額の説明）

1. 資金支出

- ・業務活動による支出については、第1期中期目標期間中における業務活動による経費及び人件費の総支出額である。
減少については、運営費交付金収入が減少したことによる。
- ・投資活動による支出については、第1期中期目標期間中における施設整備に要した工事経費等の支出額である。
減少については施設費収入が減少したことによる。
- ・財務活動による支出については、ファイナンス・リース債務の返済による支出額である。
- ・次期中期目標期間繰越金については、消費税の還付及び当期末払金の支払等のためである。

2. 資金収入

- ・業務活動による収入のその他の収入については、微生物等の分譲手数料、審査手数料等の手数料収入及び消費税の還付金等によるものである。
受託収入の増加は、受託契約数の増加及び第1期中期目標期間中の契約金額の変更によるものである。
講習関係収入の減少は、受講者数の減少によるものである。
- ・投資活動による収入については、施設整備費による収入等である。
その他収入は災害互助会預託金の返還金によるものである。